[論 説]

西洋式複式簿記の我国帳合法への影響についての一試論

田中孝治

1 はじめに

周知のように、江戸時代の商人は「帳合法」と呼ばれる我国固有の簿記法によって会計処理を行っていた。豪商の中には、財産計算だけでなく、損益計算も行い、しかもその結果が一致するという決算報告書(「算用帳」・「算用目録」)を作成する者もあった。小倉榮一郎によって、このような簿記を多帳簿制複式決算簿記と名付けられた。西洋式の複式簿記を学習したことがある者が、この多帳簿制複式決算簿記の存在を知った時、それは西洋からが伝播したのではないかたと考える人が多いのではないかと思う。しかしながら、当時は「鎖国」であり、西洋の言葉はおろか、アルファベットもアラビア数字も解さない我国江戸時代人が、西洋式の複式簿記を理解できるはずはない。したがって、「西洋式の複式簿記は伝播しなかった」というのが通説になっている。

しかしながら、筆者は、最近、西洋式の複式簿記が帳合法に何らかの影響を与えたのではないかと考えるようになった。もちろん、筆者の説、和式簿記の起源は、古代に中国から伝播したものであり、それが仏教などの影響を受けながら我国の風土で発展してきた。その中で江戸時代の帳合法が出来上がっていったという主張は変えるつもりはない。ただ、近世の完成期に至り、何らかの西洋式複式簿記の影響があったのではないかということである。そうでないと、複式決算で期末資本や純利益が一致する算用帳(決算報告書)が生れてき

た説明がつきにくいと思われる。

前稿(田中孝2021)においては、西洋式の複式簿記の我国への伝播ならびに影響について、先人の偉大なる業績について年代を追ってトレースすることによって再考した。また伝播したかどうかについての「岩邊・西川論争」についてもみてきた。基本的には「伝播はなかった」という説が大勢を占めた。ただ完全否定かというと、伝播の余地も考えられると取れる見解もみられたのは確かである。

筆者は長年、日本の会計史を研究する中で、日本史そのものの多くの研究に触れ、西洋式の複式簿記が我国江戸時代の帳合法に影響を与えるとしたら、二つの事柄がキーを握るのではないかと考えてきた。一つは、当時の時代状況であり、もう一つは、オランダ商館と「阿蘭陀通詞」という幕府の通訳官(役人)である。もちろん、南蛮貿易、特に堺や博多の商人と南蛮人との関係からも伝播の可能性探ることはロマンを感じるところであるが、近世史料が残る我国とオランダとの関係を中心に考察を進めていきたい。

1543年、種子島にホルトガル人が漂着して以来、鎖国体制が完成する1641年までは多くの異国人が我国で生活をしていた。商売や布教をし、我国の人々との交流も盛んであり婚姻関係を結ぶものもあった。また、オランダ商館は、オランダ連合東インド会社(VOC)の日本支店という存在である。オランダは世界で初めて株式会社というものを作り、しかも複式簿記が近代化した¹といわれている地である。カピタン²と呼ばれる商館長の江戸参府も行われた。これは所用日数平均90日(約3か月)であり(片桐2008,136)、166回行われた。江戸時代における朝鮮通信使の12回、琉球使節の江戸登りの18回に比べて断然に多い(片桐2008,2)。この江戸参府において、オランダ人は、将軍や幕府の役人ばかりでなく、日本の商人や庶民と交流を持っている。その間を取り持つのが阿蘭陀通詞である。

筆者は、西洋式複式簿記が我国の帳合法に影響を与えるとしたら、阿蘭陀通 詞の存在があるのではないかと予てから狙いを付けてきた³。なぜなら阿蘭陀 通詞は、オランダと我国を結びつける存在であったからである。あの有名なケンペルの「鎖国論」を翻訳した志筑忠雄は阿蘭陀通詞であり、『ターヘル・アナトミア』の翻訳にも阿蘭陀通詞なくしては達成できなかったであろう。さらに、シーボルト事件にも阿蘭陀通詞が係わっていた。洋学教育史の研究者である田中克佳は、阿蘭陀通詞は『解体新書』発刊以前の日本における、ほとんど唯一の西洋語理解者である(田中克1968, 65)と述べている。

以上の事を念頭に置いた上で、本稿では、何も大上段に「伝播した」とまでは言い切らなくとも、西洋式の複式簿記が我国の帳合法に何らかの影響を与えた可能性について考察してみたい。ただ筆者は、我国固有の簿記は中国が起源であり、拙稿(田中孝2019a)での述べたように「中国・東アジア語族」と呼ぶべき簿記であるという考えは少しも揺るぎはない。また前述したように、伝播をしたという歴史的な史料は現在の所、見つかっていない。それを踏まえた上で、それでも何らかの影響を受ける可能性があったのか、また少しは受けたのかについて考えてみたい。<u>まあ、「良い読み物だったね!」と、皮肉を言われないように頑張って書きたいと思う。</u>

それでは、まず西洋諸国と我国の接触から見ていくこととする。

2 鎖国と海禁

いうまでもなく、我国が大航海時代の西洋諸国と接触したのは、天文十二年 (1543) にポルトガル人が種子島に漂着し鉄砲を伝来したのが最初である。余談になるが、筆者は子供の時、ポルトガル人はポルトガルの船に乗って漂着したと学校で習った。しかし、今では高校の日本史の教科書⁴はもちろん、中学校の社会の教科書にも、鉄砲を伝えたポルトガル人が乗ってきたのは中国船であり、それも倭寇の船だったことが記されている。高校の学習参考書の類いになると、鉄砲を伝来したポルトガル人が乗ってきた船は、中国の船で、しかも密貿易商人で倭寇の頭目でもあった中国人王直(?~1559)の持ち船であった

(下線引用者、佐藤・五味・高埜・鳥海2013,223)と倭寇の頭領の名前まで書かれている。しかしながら、例えば昭和62年(1987)発刊の家永三郎編『日本の歴史』第3巻には、「1543年、ポルトガル船の種子島漂着」(家永1987,15)と記されている。このことは、会計史の世界においても、日本会計史学会の創設者にして初代会長の小島男佐夫でさえ、「1隻のポルトガル船が、天文12年(1543),種子島に漂着」(小島1973,87)と書いている。歴史は、新たな史料の発見によって書き換わるのである。

いずれにしても、ポルトガル人の後、スペイン人、さらにイギリス人、オランダ人も我国に入って来た。そして、その中には、商売の目的だけでなく、キリスト教の宣教師が多く含まれていたのは周知のことである。なお、ポルトガル人とスペイン人は南蛮人、イギリス人とオランダ人は紅毛人と呼ばれた。

ところで、我国に西洋式複式簿記が伝播しなかった大きな理由と考えられる「鎖国」についての考え方も変わってきている。そこで、まず山本博文による「鎖国令」の説明を見てみたいと思う。

教科書などでは、「鎖国令」は、江戸幕府三代将軍家光が寛永十年(1633)から16年にかけて5度に渡って発布したもので、<u>日本人の渡航禁止・貿易統制・キリシタン禁令の三本</u>の柱からなっており、段階的に厳しくなった、というような説明がなされ、次のような表が付けられることが多い。

- ① 寛永十年二月二十八日・・・・十七か条 奉書船以外の日本人の海外往来禁止・キリスト教禁止・外舶貿易の取 締まり。
- ② 寛永十一年五月二十八日・・・・十七か条 ①と同じ。
- ③ 寛永十二年五月二十八日・・・・十七か条 ①を改訂し、日本人の海外渡航と海外移住の日本人の帰国を禁止。
- ④ 寛永十三年五月十九日・・・・十九か条 ③を改訂し、日本人とポルトガル人との混血児を海外に追放。

⑤ 寛永十六年七月五日・・・・三か条 キリスト教を広めるポルトガル人の追放。

(下線引用者、山本博1996, 16-17)。

ここで確認しておかなければならないことは、イギリスは元和九年(1623) に経営不振などの理由により平戸の商館を閉鎖し国外に退去しているし、スペインも寛永元年(1624)に幕府から来航を禁止されているということである。したがって、この法令が出された時点で、我国で活動をしていた西洋諸国は、ポルトガルとオランダだけであった。また、<u>海外渡航の禁を破った者には死罪</u>(第二条、第3条)という厳しい処罰が待っていたことにも注意を要する。

幕府は以上の一連の対外措置をもって満足せず、さらに禁教と鎖国令の補強を図り口実を設けて、オランダ人に平戸のオランダ商館の破壊を命じ、寛永十八年(1624)六月、ポルトガル人のために築いた出島に移し行動を厳しく管理統制をするなどの措置をおこなった(岩生1963,59)。

山本の論を続けると、①から④の「法令」は、江戸幕府年寄(後の老中)連署の下知状での形で出され、長崎奉行宛てだったという。毎年出されているのは、最初から年々厳しくしていこうと考えていた訳ではなく、長崎奉行がその年に長崎に赴任する際、将軍に謁見したからである。寛永十四年、十五年に下知状が渡されなかったのは島原の乱が勃発したからである。⑤のポルトガル船追放は、ひとえにキリスト教の布教を阻止するためであり、さらにいえばヨーロッパ諸国の軍事力と国内のキリシタン勢力の結合を恐れた幕府の対応策であった。島原の乱の衝撃によって、幕府はそれまでの貿易政策を断念した、としている。さらに山本によると、キリシタンの厳禁とともに、もう一つ重要な指示が含まれていたという。それは、ポルトガルやスペインの脅威に対するために、沿岸防備体制の構築を諸大名に命じたことであるという(下線引用者、山本博1996、16-24)。

以上が幕府によって行われた鎖国体制の完成までの流れになるが、山本は最 後に次のような点も指摘している。「鎖国」といわれる体制は、ポルトガルお よびスペインとの貿易こそ禁止したが、それ以外の国とに通交を禁止したわけではなかった。・・・江戸時代中期以降、日本には非常に国際色豊かな品物が流通していた。このような体制を「鎖国」というのは実態と乖離するということで、最近では「海禁」と呼ぶ研究者が増えている。「海禁」とは、国家の沿岸部に対する出入国管理体制のことで、明・清・朝鮮など前近代のアジア諸国に広く見られ、日本の「鎖国」もそれと同じ性格を持つというものである。実際、「鎖国」という用語は、外国と全くつきあわないかのような誤解を与えるし、その体制は日本独自の発見ではない。このような見直しも、歴史認識上で意味のある事である(下線引用者、山本博1996、24-25)としている。

そこで、改めて「鎖国」について考えてみたいと思うが、ここでは渡邉 直樹の論文を頼りにしたい。「鎖国論」の著者であるケンペル (Engelbert Kaempfer,1651-1715) は、1690年9月から92年10月までオランダ長崎・出島商館医として滞在し5、帰国後、ラテン語で『廻国奇観』(Amoenitatum exoticarum,1712) を著した。後年、イギルス人ショイヒツァー (Johann Caspar Scheuchzer,1702-1729) はこれを英語に翻訳し『日本史』 (The History of Japan,1727) を発刊した。ショイヒツァーは、『廻国奇観』から「鎖国論」を含め6論文をこの本の付録とした(渡邉直2015,23)。「鎖国論」は『廻国奇観』第2巻14章の論文である(渡邉直2015,23)。前述したように、「鎖国」という日本語は通詞である志筑忠雄が、ケンペルの論文をオランダ語から翻訳するとき初めて用いた。渡邉によると、志筑忠雄は1801年、恐らく平戸藩にあったショイヒツァー英語版のオランダ語訳『日本紀行』第二版(1733)を底本として訳出した。その蘭訳と志筑訳は以下の通りだという。

Onderzoek, of het vanbelang is voor't Ryk van Japan om het zelve geflooten, gelyk het nu is,e naan desfelfs niet toe te laaten Koophandel te driven met uytheemsche Natien't zy binnen of buyten's lands.

「今の日本人全国を鎖して国中国外に限らすあえて異域の人と通商せざらし むること、実に所益なるに与れりや否やの論」(渡邉直2015, 25)。 (なお、渡邉論文にはラテン語の原文並びにショイヒツァー英訳も掲載されているので、ご関心のある方は直接、渡邉論文をご覧下さい。)

以上のように、志筑忠雄が1801年に「鎖国論」を訳出するまでは、我国に「鎖国」という言葉は無かった訳である。

それでは訳者の志筑忠雄とはどういう人物なのであろうか。渡邉によると、志筑孫次郎の養子として阿蘭陀通詞志筑家八代を継ぎ、安永五年(1776)には教師である稽古通詞となるが、病弱であったらしく早々に職を辞し、天文・物理学書や地理・旅行記などの翻訳を進めた。通詞はいわば家業であったとしている(渡邉直2015, 27)。また、大島明秀によると、明治二十八年(1895)六月、狩野亨吉(1865~1942)が賞賛したことにより、爾後、志筑忠雄には日本科学史上の「天才」という評価が定着したとしている(大島2013, 33)。

渡邉によると、平和な元禄時代に日本に滞在したケンペルから見ると、日本は内から「国を閉ざす」ことにより外圧と国防政策上の危機の存在を巧みに回避し、発展と平和を維持できた(渡邉直2015,27)と、ポジティブに捉えていたという。ところが、近代に入り我国は、富国強兵策を取るに当って「鎖国」を負の遺産として捉えるようになった(下線引用者、柴田2004,273)、と柴田陽弘は述べている。このようなネガティブな鎖国観は、未だに続いているのは確かである。

さて、志筑の「鎖国論」は上梓されることはなかったが、転写され写本というかたちで一部知識階層に、一部幕閣に浸透していった。写本が40種もあったという(渡邉直2015,26)。その写本をした一人に『南総里見八犬伝』で有名な曲亭(滝沢)馬琴(1767~1848)もいるという。大島は、馬琴は高松藩の家老、木村黙老(1774~1856)から「鎖国論」を借り受け、校訂書写したことを日記から読み取っている(大島2014)。この書写の事柄を見ても分かるように、我国には外国のものに対して知識欲や好奇心というものがあったと考えられる。西洋式複式簿記に対しても同様であったのではなかろうか。

ここで話を戻して、山本が最後に述べた「鎖国」に対する見直しの議論につ

いて考えてみたい。そこで、山本の著書よりもう少し後年に出された、紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』から、その流れを見ていこうと思う。

まず、木村直也によると、従来の鎖国のイメージに大きく影響を与えたのは、「鎖国」概念を、実証主義的な歴史研究の立場から集大成したのが岩生成一だという。岩生は1963年の「鎖国」と題する論文(『岩波講座日本歴史』10)の中で、「鎖国」とは「キリスト教を徹底的に禁圧するために採用した強力な政策」であり、「対外交通貿易の門戸を長崎一港に限り」、その結果「国際的孤立状況に陥った」もので、ポルトガルの来校を禁じた1639年からペリー来航の1853年までの対外関係を指すとした。このような認識は通説的な地位を占め、学校の教科書などを通じて広く一般に定着し、その影響は現在でも無視できない(下線引用者、木村直2002, 2)、と木村は指摘している。

また、紙屋敦之は、岩生に代表されるような「鎖国」についての視座が転換していったのは、まず1970年に岩生の鎖国観を批判し、「東アジア世界」を考慮に入れて鎖国を考える視点を提議した朝尾直弘の「鎖国制の成立」⁷と「東アジアの国際関係の流れの中で幕藩体制の成立を捉える観点」から鎖国を論じた山口啓二の「日本の鎖国」が相次いで発表され、従来の鎖国研究に衝撃を与えたという(紙屋2002, 16)。

ここで注目すべきは、朝尾が次のような、「日本国大君」と「日本型華夷意識」という概念を持ち出し東アジアにおける我国の位置づけを説明していることである。朝尾によると、徳川政権が一貫して日本国王の称号を避けている点は注して良いだろう。秀忠は単に「日本国源秀忠」と書き、家光は「日本国主」と記した。「日本国大君」は、将軍にとって唯一の国際的称号であり、幕末、開国に際して、ヨーロッパ諸国との間に結ばれた諸条約にも使用された(下線引用者、朝尾2002,31)という。そして、幕藩制国家は、<u>朝鮮</u>との関係を主軸に、虚構の琉球との関係を副軸に、東アジアにおいて自己を中心とした「国際」秩序を設定し、国内で樹立した権威を「国際」的確認を得ることに成功した(下

線引用者、朝尾2002,32)としている。この考え方は、後に荒野泰典に影響を 与えている。

また、山口は我国の鎖国の成立を、16世紀中葉以降ヨーロッパ重商主義の侵出によって新局面を展開した東アジアの国際関係の中で追及し、鎖国が、幕府権力による貿易の独占、人民に対する外国関係の遮断、そしてキリスト教禁圧を通じての思想統制と人民支配、すなわち幕府権力体制の一環にほかならぬことを論述した(山口啓2009, 190)と述べている。

木村直也は、朝尾・山口ともいわゆる対外関係研究者でなかったから、東アジア国際関係や具体的な対外関係に関しては詳述されていないが、それまで<u>近世史研究で軽視されていた東アジアの視点が強調された意義は大きい</u>(下線引用者、木村直2002,3)としている。

紙屋によると、田中健夫の論がこれに続くという。田中は、「鎖国について」 (1976年) で日本の鎖国は中国・朝鮮の海禁と同様の政策であると指摘し、徳 川幕府の対外政策を「海禁」として理解することを提起した(紙屋2002, 16-17) としている。

田中は、明・清では「海禁」という一種の鎖国政策がとられていて、中国人の海外渡航を禁止していたが、日本でも志筑以前はこの「海禁」という言葉を幕府の対外政策をあらわす言葉としていた。・・・江戸幕府が海外諸国に対してとった政策は、いずれも東アジアの国際慣習や制度に根差したものであり、江戸幕府が生み出した独自の体制と捉えるのは行き過ぎではないか(太字下線引用者、田中健2002,39)と述べている。また田中は、鎖国といわれている体制は、江戸幕府が鎖国しようという決意のもとに作り上げた体制ではなく、幕末の時点で、これまでの幕府の体制をそのように呼んだものであることに注意しなくてはならない。・・・幕末になって、ロシアをはじめヨーロッパ諸国の開国要求が強くなると、幕府はそれを拒むためにいわゆる寛永の鎖国令「祖法」として持ち出し、「祖法之厳」という観念を強調しようとした(田中健2002,38)、指摘している。

そして上のような議論を基に、その集大成ともいうべき荒野泰典の説が飛び 出してくる。木村によると、とりわけ田中の提議と、朝尾らの議論に強く影響 される形で、1980年代になると荒野泰典が、長崎・対馬・薩摩・松前の四つの 「口」8による東アジアの諸国・諸民族との関係を重視しながら、従来の「鎖国」 概念を批判し、近世の対外関係を「海禁」と「華夷秩序」で把握すべきである と主張した。この主張は近世史研究者たちにとって新鮮な問題提議となり、荒 野説を支持する研究者も多かった。しかしながら、一方では、海外渡航の禁止 など近世の民衆のほとんどが異国・異民族との直接的な接触から阻害されてい たことをもって、なお「鎖国」概念の妥当性を主張する研究者もおり、論争が 起きた(下線引用者、木村直2002, 3)、としている。この荒野の議論は、おり からの江戸ブーム= "明るい近世" イメージの風潮に乗って一般の人たちにも 影響を与え、荒野本人の意図とは離れて誇張した形でマスコミなどでも取り上 げられた。また、時を同じくして、ロナルド=トビも近世日本が孤立的な「鎖 国」だったのではないとし、アジアとの関係を重視して捉えることによって「鎖 国史観」から脱却すべきことを唱えている⁹。・・・以上により、1970年代か ら80年代にかけて新たな視座への転換があったとみてよい。なぜこうした時期 に新たの視座への転換がみられ、多くの研究者や一般の人たちに受容されたの は、①「国際化」の時代を迎えたこと、②日本が「経済大国」になり、必ずし も欧米諸国をモデルとしなくなったこと、③冷戦構造の崩壊と民族問題の深刻 化、④ポストモダンの思潮の高まりと"明るい近世"イメージが強くなったこ とである、と木村は指摘している(木村直2002, 3-4)。

荒野は、「従来『鎖国』と呼ばれてきた近世日本の体制は、「海禁」と「華夷秩序」という二つの概念に置きかえることが妥当であると、私は考えている」(荒野1988, vi vii)とし、それぞれについて次のように述べている。「海禁」は「国を閉ざす」ための政策ではなく、その国家が望むような対外関係を実現するための政策であり、それを支えたのは「人民に外交なし」という東アジアの諸国家が伝統的に保持してきたイデオロギーであった。つまり、「海禁」は現代風

にいえば、出入国管理のための政策体系であって、「鎖国」、すなわち「国を閉ざす」こととは、まったく目的を異にしていたのである(荒野1988, iv-v)。また、「人民に外交なし」というような観念を打ち破るよほどの力量を人民が備え、国家権力を背景にしない人びとの国際交流が広範に展開するという状況が生まれることが、一方で強力な国家を成立させる原動力となり、他方ではその国家による「海禁」施行を必然化させるのである。ここには国家と人民の緊張をはらんだ関係がある。そのような状況は元末明初(14世紀後半)の中国周辺、ついで高麗末李氏朝鮮初め(14世紀末から15世紀初め)の朝鮮半島周辺に発生した。日本周辺にも、戦国末から近世初頭(16世紀後半)に発生した(「日本型華夷秩序の形成」)と考えられる(荒野1988, vi)と述べている。

以上、いずれにしても「『鎖国』か『海禁』」か、ということになると、門外 漢の筆者には何とも判断が付け難い。「鎖国」という言葉は依然として使われ ているし、岩生論文は、昭和の教育を受けた筆者のような者が読むと、学ぶと ころも多く納得することも多かった。しかしながら、今では高校の教科書にも 「四つの口」についての記載があるところを見ると、「海禁」・「四つの口」の説 の方が通説になりつつあるのかもしれない。ただ、各資料を提示し、「鎖国があっ たか、なかったか」を生徒自身に考えさせるような教科書¹⁰も出ていることを 付け加えておく。

いずれにしても、「海禁」・「四つの口」という主張が勢いを持ってきていることは確かであり、それは従来から持たれていた「閉ざされた」という「鎖国」観ではなく、もっと開かれた明るいイメージを持たせる考え方であると思われる。 荒野泰典も述べているように、「鎖国」が否定的な文脈で使われるのに対して、「海禁」は肯定的な文脈で使われる(荒野1992, 213)ことが多いからであろう。 いずれにしても西洋式簿記の我国への伝播云々について肯定しやすい時代状況であったとの見方ができるようになってきたといえるのではなかろうか。 そこで、いよいよ次章において影響の可能性について考えていきたい。

我国17世紀前後とフランソワ・カロン 3

3.1 我国の17世紀前後と複式決算簿記

どうして本節のタイトルを「17世紀前 後」と限定したか。なぜなら、現存する 我国最古の複式の決算報告書は、寛文十 年(1670)の鴻池家の「算用帳」(図表 1)であり、次いで伊勢の長谷川家が宝 永五年(1708)、さらに三井家の宝永7年

図表1 鴻池家の寛文十年の算用帳面の 表紙と書き出しの写真





算用帳の表籍

(大阪大学経済学研究科、経済中·経営中省科室所蔵)

(1710) が早い。もし西洋式簿記が我国の帳合法に影響を与えるとしたら、少 なくとも17世紀、遅くとも18世紀のごく初期でないと話が合わないからである。

図表2が、鴻池家の算用帳の構造である。

ſ	期末正味身代計算の第二式							期末正味身代計算の第一式				
	⑦差引残高 有级(期末正味身代)		⑥ Ⅲ 内払方(費用) 六、四四七.九七	-	⑤ 収 益 —	+	④酉 九月元銀(期首正味身代)	③残高 有銀(期末正味身代)	=	② II 内負方 (期末負債)	_	① I 預け銀・有銀党 (期末資産)

図表 2 鴻池家算用帳の計算構造

出典 田中孝2014, 24

前半で算出した期末正味身代(期末純財産、すなわち期末資本)と、後半で 求めた期末正味身代が一致する構造になっている。計算式で示すと以下のよう になる。

- (1) 期末資産合計-期末負債合計=期末正味身代(有銀)
- (2) 首正味身代+当期収益-当期費用=期末正味身代(有銀)

この鴻池家の期末正味身代(期末資本)の算出方法である(1)式は、当時の商人も実地棚卸も行っていたことであろうし、(2)式の方は、我国古代に中国から招来され正税帳にも用いられた四柱決算法であり、中世寺院の決算報告書にもみられる。

また、長谷川家の場合は、貸借対照表に当たるものは「店算用目録帳」であり、 損益計算書に当たるものは「大黒」または「利益差引覚」などと呼ばれている。例えば宝永五年(1708)の「店算用目録帳」(北島1962,174-176)を見ると、 期末資産から期末負債を差し引き、期末資本を求め、そこから期首資本(店元金)を差し引き当期純利益(延金)の算出している。その後、店元金と延金の合計として、再度、期末資本を表示している。「利益差引覚」(北島1962,189)方は、売上総利益(収益)から費用を差し引き当期純利益(延金)の算出を行っている。両者の延金は一致している。

さらに三井家の「大元方勘定目録」は、以下のような計算構造になっている。

- (1) (期首資本+期末負債)-期末資産=当期純損益
- (2) 利益(収益)-損失(費用)=当期純損益
- (1) と (2) で算出された当期純損益は一致する。西川登によると、元禄十三年 (1700) の下期以降になると完全な複式決算が行われるようになるという (西川登1993,82)。

以上、鴻池家、長谷川家、三井家については、前著(田中孝2014, 22-31) も参照頂きたい。

ここで決算報告書の様式として、鴻池家や三井家のように一つの決算書で複式決算を行うもの、長谷川家のように貸借対照表に当たるものと、損益計算書に当たるものが別々に作られるところがあることが分かる。また、算出される値についても、西川登によると、純資産(自己資本)を二重計算するものと、純利益を二重に計算するという帳合が多い(西川登1995、199)という。

いずれにしても、このような複式決算簿記が作り出されるのに西洋式の簿記 の影響があるとすれば17世紀前後しか考えられない。そこで次節では、西洋式 簿記の我国への影響の有無を考えるに当って、まず17世紀前半までの状況を見ていきたい。

3.2 フランソワ・カロンと我国の17世紀前半までの状況

なぜ、17世紀前半と区切ったかというと、オランダ東インド会社が平戸のオランダ商館を破壊し、長崎の出島に移され幕府の管理下に入ったのが1641年だからである。その後も少しは、それまでの雰囲気は残るだろうということで大雑把に前半とした。

さて、「17世紀前半のオランダ東インド会社と簿記」と聞いて、まず思い出すのは、1600年代の前半に20年間我国に在留し、最後は平戸と長崎出島のオランダ商館長を務めたフランソワ・カロン(François Caron)が著した『日本大王国志』の一節である。

彼ら(日本人=引用者)は、「伊太利流の簿記法を知らないが、勘定は正確で、 売買を記帳し、一切が整然として明白である。 彼ら(日本人=引用者)の計算 は細い棒の上に円い小玉を刺した板の上で行なわれる(支那人の使用するもの と同様であるが、それより大きい)。加減乗除比例まで整数分数とも出来、そ うして和蘭におけるよりも、また速算家でない尋常の和蘭人が計算するよりも、 一層迅速正確である」(下線引用者、フランソワ・カロン1974,188)。

この文章は、<u>我国固有の簿記の優秀さを示すものであり</u>、多くの簿記会計史の研究者の著作や論文に引用されてきた。筆者も何度も引用した。

それはともかくとして、上記カロンの下線部の文章は、次のようにも解釈できる。確かに日本人は、「伊太利流の簿記法を知らなかった」が、それはカロンが来日して、この文章を書いている時までであって、それ以後は分からない。また、カロンはこの文章を書くまでに、日本人の帳簿について見たり聞いたりしたものと考えられるが、常識的に考えても質問された日本人(の商人)の方も、「それではあなたの国の帳簿の付け方はどういうものですか?」とか、「どういう帳面を使っていますか?」などというということ聞き返すだろう。もちろん

当時の日本人は、西洋式の複式簿記を理解できなかったとは思われるが、それでも何らかの情報が反対給付として日本側に伝えられたのではなかろうか。

ここでカロンの略歴について少し触れておきたい。幸田成友によると、カロンは、1619年に料理方の手伝いとして和蘭東印度会社の船に乗り込み平戸に到着した。1626年2月には商館の助手になっている。カロンの出世の発端となったのは、翌1627年に台湾長官ピーター・ヌイツがバタビヤ総督使節として江戸へ上る時、通弁を勤めたことだという。カロンが日本語に精通したのは特記の価値ありと言わざるを得ない(幸田1974,3)という。また、高橋邦太郎によれば、カロンは、1632年3月には、商館長次席に昇進し、商館長ニコラス・コーケバッケルを助けて、いよいよ才能を発揮した。そして1639年2月には平戸のオランダ商館長に任命される。商館長の任はカロンが日本を去る1641年2月まで続く(高橋1982, 290-297)。

さて、『日本大王国志』は、1636年にバタビヤの新商務総監フィリップス・ルカスゾーンの質問に答える形で執筆したものである(幸田1974,10)。したがって、日本人が西洋式簿記を知らなかったのは、1636年時点のことである。それ以後は知ったかもしれない。また、それはカロンの周囲のこと、カロンが知る範囲のことである。江戸時代はその後200年以上も続く。この文章を執筆した後に、カロンから西洋式簿記の情報が流れていたかもしれない。カロンは「日本語通詞」と呼ばれるくらい(荒野1993、246、249)日本語が堪能であり日本通でもあった。仕事柄、日本の商人に知り合いも多かったであろう。その上、カロンは江口十左衛門の姉と結婚し、商館に近い日本家屋に住み、障子、畳敷の生活を営み、6人の子女と暖かい家庭生活を送ったという(高橋1982、291・298)。ただ、「江口十左衛門」については何も分かっていないとである。武士階級なら何らかの史料がありそうなので、無いということは、おそらく商売の関係の仕事をしていた人ではなかろうか。また、カロンの知らないところ、すなわち17世紀の初めまでは南蛮人(特に南蛮商人)やイギリス人が日本の町を闊歩していたのであるから、そこからも情報が流れる可能性はあると思われる。

カロンの他にも日本人女性を妻とした商館長はいる。コルネリス・ファン・ナイエンローデは二人の日本人女性と結婚している。岡部狷介は、ナイエンローデは、十年間平戸に滞在し初めは山崎甚左工門の姉と結婚して一女ヘルテスを挙げ、後に判田五右工門の娘スリシャと称する婦人と婚してコルネリヤを生んだ(岡部1962,104)と記している。また葉山萬次郎によると、ナイエンローデは、元和九年から寛永九年までの十年間、平戸蘭館長として平戸に在住した。判田氏は豪商である(葉山1961,79)という。

この二人の例だけでなく、婚姻関係を通じて西洋式簿記の情報が流れた可能 性が考えられるのではなかろうか。

話をオランダ商館に移すと、長崎の出島に移され幕府の厳しい管理統制下に置かれるまでは、オランダ人は町を自由に歩き回り、地元の人と交流もし、商売もした。日本人も自由に雇用できた。加藤榮一は、平戸商館におけるオランダ人駐在員数の日本人使用人数を揚げているが、1636年は、オランダ人20人に対し、日本人23人、以下、1638年は33人と、29人、1639年は、24人と32人、1640年は28人と35人(加藤榮1998、395)であるという。つまり半分以上が日本人使用人であるということである。ここら辺りにも情報が流れ出す要素が見て取れる。

オランダ人以外にもイギリス人は1623年、スペイン人は1624年まで、ポルトガル人に至っては、1639年まで闊歩していたわけである。

まず、イギリスについては、小島男佐夫が、イギリス商館長リチャード・コックス(Richard Cocks)は、平戸の本店の外に、大坂支店、江戸支店、対馬支店、さらに直属の長崎代理店を開設し、大坂支店の下には堺代理店、京都代理店、伏見代理店を設け、日本人を雇用していた(小島1973,114)ということを述べている。

また、イギリス商館と簿記について述べるなら、前稿(田中孝2021)で考察 したように、コックスの日記の1616年3月9日條には、ニールソン君に<u>債務者債</u> 權者に關する本(a book of forme of debitor and creditor)一冊を貸した、という 記述がみられた。これについて研究をした武藤長藏、西川孝治郎、小島男佐夫らによって、書名までは特定できなかったものの複式簿記の書物であるということが明らかにされている。このことは、日本人に読まれたかどうかは別にして、ともかく1616年に我国に複式簿記の本が日本に入って来ていたことは事実である。また、コックスの日記がイタリア式三帳簿制における複式簿記の日記に当たるのではないかという問題提起に対して、武藤長藏、西川孝治郎らは、おそらくイギリス東インド会社のイギリス商館は三帳簿制を取っていたのであろうと推測していた。これらの事実が我国にどれだけ影響を与えたかは推し量ることは出来ないが、ともかく見逃せない事柄である。

そして、スペイン人やポルトガル人についても次のような事柄が見出せる。 すなわち、当時の長崎の状況について古賀十二郎は次のように述べている。

「南蛮船の長崎に渡り来る頃、長崎の市民たちは、小児の時より、葡萄牙語(ポルトガル語=引用者) "を聞き馴れ、特に吉利支丹などの中で、神学校に入り、学林などで教育を受けた者たちは、<u>皆な葡萄牙語や羅典語を心得、これらの語に熟達してゐた者は、少なくなかった。</u>また、長崎来舶の南蛮人なども、自然日本語、特に長崎方言の知識を持ち、就中、宣教師などは、概ね日本語に通達していた。南蛮人の中には、長崎の市中に雑居し、日本女性と結婚して、家庭をもつ者少からず、また、日本人にして、南蛮の女性を妻とする者さへあったと思はれるから、いと容易なことであった。特に、長崎市民は、他地方より臨時に移入する者は別として、悉く吉利支丹であり、会堂に詣り、説教を聴聞し、賛美歌をうたひ、祭典の諸儀式に臨み、行列に参加するのをつねとした。なほ、南蛮貿易に参加し、商品の名称、度量衡、貿易用語などを心得てゐなければならぬのであった」(下線引用者、古賀1973、41-42)。

また、前述のように寛永十三年(1636)には、日本人とポルトガル人との混血児が海外に追放されているし、さらに、寛永十六年(1639)には、オランダ人・イギリス人混血児とその母の追放が命じられている(山本博1996,83-84)。

追放について法令で出されるほど多くの混血児とその母が存在したというこ

とであり、それだけ西洋人が我国に馴染んで暮らしていた証しであろう。このような交流の中からも、西洋式簿記の何らかの知識が、日本人に伝えられていたということは考えられることである。

さらに葡萄牙語と聞いて思い出すのが、1603年に、日本イエズス会によって刊行された我国初の本格的な外国語の辞書である『日葡辞書』である。当時は、「帳合」という語は未だなかったとみえ掲載はない。しかしながら、「日記」というのはある。「Nicqi.ニッキ(日記)」とは、「毎日記入する帳簿」、「Nicqini noru. (日記に載る)」は、「ある帳簿に記載される」(下線引用者、土井・森田・長南1980、462)と説明されている。筆者は、日記から帳合法に発展したと考えている(田中孝2014、第5章、第6章参照)。また、「算用」もある。「Sanyo.サンヨゥ(算用)」Cangaye mochijru. (かんがへ用ゐる)計算。例、Sayo suru.(算用する)計算する、あるいは、勘定する(土井・森田・長南1980、557)と記されている。この語は、和式簿記に関係する語である。日本イエズス会も我国の簿記についても調べているのである。

以上、17世紀前半において商売や婚姻を初めかなり西洋人と我国の交流が あったことが分かる。そんな中から西洋式簿記が影響を与える可能性が見て取 れるのではなかろうか。

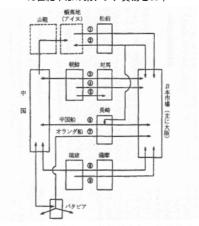
3.3 17世紀後半と我国の商人

1641年、オランダ商館は、長崎の出島に移され、日本人とオランダ人の自由な交流は禁止され、長崎奉行の厳しい監視と規制の下に入った。これに対してオランダの側でも規制の緩和と処遇の改善を要求し、とりわけバタヴィアの東インド政庁は、幕府年寄中に宛てた長文の訴状をしたため、出島のオランダ人の窮状を訴え、処遇の改善を要望したが、認められなかった(加藤榮1994、340)ということを加藤榮一は説明している。

ただ、これで我国の商人に西洋式簿記の情報が入る望みが完全に断たれたか というとそうではないと考えられる。オランダと日本は貿易を通じて繋がって いたのであるから。例えば図表3を ご覧いただきたい。荒野泰典が描 いた「17世紀後半-19世紀半ばの 東アジア貿易と日本」の図である。 17世紀末からオランダ船によって運 ばれた生糸や絹織物が長崎経由で大 阪市場に流れているのが⑦によって 分かる。この関係の中から、何らか の情報が入るということはなかった のだろうか。例えば、複式決算が早 かった前述の鴻池家や三井家はどう だったのであろうか。

宮本又次によると、鴻池家は寛永 二年(1625) に始祖新六幸元が海運 業を開始している(下線引用者、宮 本又1958、47)。両替業は明暦二年 (1656) に初代正成によって開始さ

図表3 17世紀後半 -19世紀半ばの東アジア貿易と日本



- - 交換m (駅間) ①→鷹・金 (17 世紀半ば)、木材 (17 世紀末) ②米・日用品など←→海座物・毛皮など ③生糸・絹織物←→銀 (~ 18 世紀初)、薬種・毛皮など←→銅 (18 世紀半ば~) |人参(~ 18 世紀半ば)、木綿→

 - ⑤米→⑥生糸・絹織物← →銀・銅(~17世紀末)、絹織物・薬種ほか←→銅・
 - 物 (18世紀半ば~) (旬)砂鲱一
 - (2)砂糖→(2)砂糖→(2)砂糖→(2)砂糖→(3)

出典: 荒野2009, 97

れている。鴻池家は大名貸を行っており、それが両替商に転ぜしめる契機と なった(下線引用者、宮本又1958,56)。元禄年代には三十二藩と取引があり、 その中には薩摩・熊本・柳河など九州の諸大名をはじめ多くの西国諸藩が含ま れており、特に熊本藩との関係は相当に古い(下線引用者、宮本又1958,101-105)という。作道洋太郎も、「鴻池両替商資本と九州諸藩」(作道1985、初出 は1961)という論文を著している。さすがに寛文十年以前の史料は扱ってい ないが、鴻池両替商資本と九州諸藩の大名貸が古くから行われていたことは 分かる。

また、三井家についても山脇悌二郎が、「三井と京都長崎問屋との因縁は、 三井呉服店が長崎で糸・端物・巻物の直買いを始めた元禄年代からであった。」 (下線引用者、山脇1960, 168) と述べているし、元禄年間には店内に「長崎問屋買物」というポストがあった(三井文庫1980, 64)という。

これらのことは、鴻池家・三井家ともに、複式決算の帳合法を考え出すのに必要な情報を得るチャンスはあったということである。作道洋太郎は、「寛文十年に(鴻池家の=引用者)算用帳が創出された理由は、現在のところ必ずしも明確とはいえないが、寛文十年における鴻池の十人両替としての発足に直接的な原因があったものと考えられる」(作道1966,29)、「鴻池における帳合法の成立は、帳簿組織の体系化は、まさに十人両替への参加によって触発されたものといわざるをえない」(作道1966,30)と述べている。確かにそれが理由だったのかもしれないが、その前に西洋式簿記についての何らかの情報があり、それを元にして考え出されたということは十分考えられることである。

しかしながら、たとえ何らかの情報を掴んでいたとしてもそれは表に出て 来ないはずである。なぜなら、杉田玄白も『蘭學事始』の中で、「國初(=徳 川の治世のはじめ)より前後、西洋のことにつきてはしかじかのことありて、 すべて嚴しく御禁制仰せ出されしことゆゑ・・・」(杉田著・緒方校注1980, 12・67) と記しているように幕府の取締まりがあったからである。特に17世紀 末から18世紀の初めは厳しかった。例えば、「抜荷」(密貿易)などを疑われる と大変である。抜荷に関する罪は、17世紀後半から18世紀初めまでは特に厳し かった。安藤平によると、鎖国下の密貿易に対する取締まり、刑罰は、その 都度の「触書」(定書、覚書)によっており、時期によって寛厳がある。これ らの触書は『御触書集成』(寛保、宝暦、天明、天保)として集録されており、 その刑罰は、寛文年間(1661~73)から1717年(享保二)までは威嚇刑主義に より磔、獄門、死罪、斬罪、追放刑のほか縁坐制、家財闕所、抜荷物没収が付 加され、1718年から88年(天明八)の間は、寛刑主義により生命刑が廃止され たが、1789年(寛政一)から幕末までは再び厳刑主義がとられ生命刑が復活し たと(安藤平1988、371)いう。もし、西洋の複式簿記に関心があることが公 儀に知られたら大変だと考えていたと思う。だから、西洋簿記の情報は、文字

として残さないのではなかろうか。史料が無いのは当然であろう。

それはひとまず置くこととして、その情報を知っていたと思われる阿蘭陀通 詞について次節では考察したい。

4 阿蘭陀通詞と西洋式複式簿記

4.1 阿蘭陀通詞について

阿蘭陀通詞(オランダ通詞)の前に「南蛮通詞」という制度があった。杉本つとむは、長崎通詞¹²の源流を南蛮通詞である(杉本つ1990,22)と述べている。前節で、古賀十二郎が述べていたように、長崎では葡萄牙語を聞き馴れ、葡萄牙語に熟達してゐた者は、少なくなかった。したがって、長崎人と南蛮人との間の通訳の必要は感じられなかった。しかしながら、慶長十九年(1641)切支丹の大迫害が行われ、多くの熱心なキリシタンや宣教師などがマカオやマニラに追放され、さらに家康が天下を掌握するにいたり切支丹宗門禁圧の政策は、牢として抜く可からざる者となった。そして元和二年(1616)に入って、南蛮通詞が任命されることとなった(古賀1973,42-43)。このことについて古賀は、南蛮人の宗教を排斥し、南蛮貿易のみを持続する国策を厳重に実行するために任命するに至ったと考えられる(古賀1973,43)、と述べている。

詳しいことは省略するが、オランダ商館が出島に移り、それまでオランダ人が雇っていた通詞が<u>幕府の役人となった</u>。古賀によると、伯左衛門、作右衛門、両名は、紅毛人(オランダ人=引用者)の雇ひと云うのでは無く、改めて、幕府より支給を受け、東印度会社より支給する事は、廃止を命ぜられた。是れ即ち、長崎に於ける阿蘭陀通詞の嚆矢と謂ふべき者である(下線引用者、古賀1973,46)としている。荒野泰典は、長崎奉行の管轄下で、出島乙名と通詞のペアがオランダ人の支配に当たる体制がとられることになった(ルビ引用者、荒野1993,255-256)と述べている。

ここで出島乙名とは、町役人の中心であり、出島を築造した時に共同で出資

した25人から選ばれたが、後には町乙名から任命されることとなり、初めは1人であったが、元禄九年(1696)から2人制となった(長崎市史編さん委員会. 2012, 504)。

なお、肝心の阿蘭陀通詞の構成であるが紙面の都合上、最低限の説明に留める。阿蘭陀通詞の職階¹³には、目付以下、大通詞、小通詞、小通詞、小通詞 並、小通詞末席、稽古通詞などがあったが、大通詞(4名)、小通詞(4名)、稽 古通詞(若干名)が基本構成で、稽古通詞は下級通詞で、大通詞・小通詞の補 佐に当った。大通詞と小通詞は毎年交代で1名ずつ年番として通詞詰所で執務を行った(長崎県教育委員会2000,26)。

さて、問題は、阿蘭陀通詞が西洋式簿記の知識を持っていたかどうかである。阿蘭陀通詞の研究において大きな業績を挙げている片桐一男は、安政二年(1855)の『萬記帳』には各種多数の帳簿名や記録帳の名が見えている。いずれも通詞の関わった業務を示しており、奉行所や、町年寄の支配向きに関するもの、長崎奉行所やオランダ商館に関わるものに分類できるとして諸帳簿などを列挙している(片桐2016,172-177)。その中には、「銀請取帳」、「普請帳」など明らかに会計に関するものが含まれている。ただ、この関わり方は、翻訳のみか、自らも記帳に関わるのかは分からない。

次に阿蘭陀通詞の手紙に、帳簿に関わると思われるものが何点か見出せる。例えば、為八郎と甚左衛門が商館長に出した手紙に、「・・われわれは通詞部屋で会計について夜業をしておりますので。よろしく」(片桐2016,209)というふうに帳簿を付けていただろうということが分かるものが見出せる。さらに忠次郎が出したものには、「・・・年度会計と日本年の計算を、私は貴下が少しお待ちになって下さるようお願いいたします」(片桐2016,223)という文言が見出せる。これについて片桐は、これは忠次郎が依頼されてしていることで、「年度会計」はオランダ商館の計算書で、「日本年の計算」は日本の年度としての計算書のことであろう。通詞は帳簿付けも大事な仕事であったし、それの蘭訳書類の作成も依頼される重要職務であった(片桐2016,223)、としている14。

西洋式複式簿記の我国帳合法への影響についての一試論

ここまでの説明で、阿蘭陀通詞が西洋式簿記の知識を持って可能性を伺える。 しかしまだ完全ではないと思うのでもう少し掘り進めたい。

片桐によると、1778年(安永七)2月17日の次席館員へルマン・ケイレル (Herman Kohler)の留守日記(商館長が江戸参府のため=引用者)には次のような記事があるという。

午前、稽古通詞たちが11時少し前に再び乙名の住いに出頭し、予は<u>簿記役 (den Boekhouder)</u> ¹⁵のファン・フリッシンゲン (van Vlissingen) をして彼等に対する教授に奉仕せしめた (下線引用者、片桐2016, 25)。

次の25日の記事には、稽古通詞と内通詞に、<u>補助役のフルーネンベルク</u> (Groenenberg) に教授に当らせたとある(下線引用者、片桐2016, 25)ので、わざわざ簿記役としているところを見ると複式簿記の教育と見て間違いないのではなかろうか。西川孝治郎も、<u>阿蘭陀通詞の単語帳にいくつかの簿記用語が見られると</u>(下線引用者、西川孝1972, 133)と述べている。

さらに、片桐は別著において阿蘭陀通詞の貿易事務を列挙しているが、その 最終に次の二つの業務が見られる。

- ○本方決算引きあわせのことはオランダ船の出帆前に会所の諸役人が致すことに立ち会い、会所役人とオランダ人とが引合決算を行う。双方の<u>決算書</u>類を和訳・蘭訳する。
- ○脇荷物¹⁶に関する仕払い銀についても、出島出入りの商人とオランダ人と の間にたって決算に立ち会い、双方の決算書類を和訳・蘭訳する。

(下線引用者、片桐1985, 78)

ここで片桐が依拠する史料は、『長崎縣史』史料編第四、所載の『和蘭通詞 勤方書留 壹番』という史料である。これは、天保七年(1837)にオランダ通 詞四名が長崎奉行に提出したものと思われる。その「六十」条に次のように記 されている。

一本方決算引合之事

阿蘭陀船出帆前、長崎會所役人江申談、日限相極候上、出嶋江會所調役

諸立合、年番町年寄相見江、於かひたん部屋長崎會所役人**并**阿蘭陀人引合決算仕候、右相濟候上、相違無之旨之決算横文字かひたん**ゟ**差出申候、右書面<u>和解</u>ニ通詞目付・大小通詞連印仕、差出申候、・・・(下線引用者、長崎縣史1965,857)

この条文は、前述の片桐指摘の初めの方ものと思われる。<u>阿蘭陀人作成の決算書を和解(日本語訳)する</u>のであるから、西洋式複式簿記を理解していないとできないのではなかろうか。また、この条文に引き続き「六十一」条に、「一阿蘭陀人脇荷諸仕拂銀之事」が続く。「本方決算引合之通・・・」(長崎縣史1965,857-858)という文言が入っており、前の条文に倣った手続きをしていたことが分かる。

いろいろと議論もあるかと思われるが、一応、阿蘭陀通詞が複式簿記を理解 していただろうという推測は成り立つのではなかろうか。

それでは、果たして西洋式簿記の情報が、阿蘭陀通詞から洩れることはなかったのだろうか。田中深雪によると、阿蘭陀通詞は任命拝命に際して、自らの行いを律して職務に従事する旨、幕府に宣誓していた。しかしながら、そこで誓ったことは必ずしも遵守されていなかったという(下線引用者、田中深2015,68)。田中が指摘している宣誓とは、板沢武雄が紹介する長崎県立図書館所蔵の「阿蘭陀通詞起請文」(板沢1959,137-141)というものである。その起請文は全部で九条よりなり、明和八年(1771)から安政二年(1855)に至る小通詞助拝命の35名の署名、花押血判がある。田中は特に、第三条、第五条、第六条を挙げ、次のように意訳している(田中深2018,54、60)。

(第三条)・・・御隠密之儀一切他言仕間舗事、・・・「機密を一切他言しない」 (第五条)・・・並出嶋出入商人と申合手段ケ間舗儀毛頭仕間敷候、・・・「出 島に出入する商人と申し合わせをしない」

(第六条)・・・阿蘭陀人申上候儀、不残置可申上候、・・・「オランダ人の言ったことは残すことなく申し伝える」

このうち第三条は「守秘義務」である。田中はこれについて次のような逸脱

行為があったとしている。「通詞たちは業務を通して知り得た情報を売り買いしていた。彼らは海外からの品々だけでなく情報(機密も含む)も売っていた。西国諸藩との『出入り』関係を結び、通詞という役職からのみ得ることができる希少な情報を提供することにより、莫大な見返りを得ていた。現代ならば、このような行為は即刻、違反と見なされるだろう」(田中深2018,55)。松方冬子も、通詞が握る海外情報は貴重だったから、九州諸藩が通詞からそれらを得ようとする場合も多く、通詞は伝える代わりに金銭的な、あるいはそれ以外の見返りを得ていた。このように、家中に組み込まれるわけではないが、特定の大名と深い関係を持つことを、「出入」、「舘入」などという。通詞の個性にもよるのだが、積極的な通詞は複数の大名家に出入りして、微妙に伝える情報に差をつける(例えば、片方には全部教えるが、片方には半分しか教えない)などの技を駆使しながら、握っている情報をなるべく高く「売る」ことを考えていたようだ(松方2018,198-199)と、同様の主旨を述べている「つ。

一方幕府の方も守秘義務を明文化していた。これはもう幕末のことであるが、立石得十郎という阿蘭陀通詞が江戸の江戸で天文方勤務を命ぜられた。その勤務の次第を「諸書留」と題して嘉永三年(1850)から同五年(1852)の記録を残し、それが外務省記録局に伝わっていることを片桐が明らかにしている(片桐1985,367-381)。その中に天文方勤務規定があり、その第三条が次のような規定になっている。

「一 蛮書和解之品、不依何二他見他言之義ハ勿論、若他所 & 和解被頼候と も相断可被申、万一無処子細も候ハヽ、承合之上、勘弁可有之事」(片 桐1985,368-369)。

この条文について片桐は、この条文は守秘義務で、外交文書の翻訳に携わる 通訳官としては当然のことである(片桐1985,370)と述べている。片桐は、 この後守秘義務については、老中からかなり強力な達しがあったことを紹介し ている(片桐1985,376-377)。

これらの規定については、特に幕末であるので厳しいとは思われるが、平素

から当然として規定されていたのではなかろうか。 守秘義務を守らないものが あるから規定されるのである。 阿蘭陀通詞の守秘義務違反はすでに見たとおり である。 破るものがいるから規則は作られるのである。

事実、片桐によると、国家の最高機密と目される「オランダ風説書」¹⁸さえも阿蘭陀通詞の手により持ち出されていた事実があるという(片桐2008, 127-131)。また、杉田玄白の日記に書き留められている海外情報は、阿蘭陀通詞たちが機密情報としてその訳文を幕府に報告した「オランダ風説書」の主内容だという(片桐1997, 138)。

これら二つの事柄は、いずれもカピタン(オランダ商館長)の江戸参府は、 に関わりがあると考えられる。そこで、次項では出島オランダ商館の最大の行 事であるカピタンの江戸参府について見ていきたいと思う。

4.2 カピタンの江戸参府について

片桐一男は、カピタン一行の江戸における宿舎である日本橋の長崎屋(図表4)のことを「<u>異文化交流サロン</u>」(片桐2008,4)と称しているし、当の長崎屋について著した書物のタイトルを『<u>それでも江戸は鎖国だったのか</u>』と付けている(片桐2008)。

さて、「はじめに」で述べたように、 カピタン(オランダ商館長)の江戸参府 は、平均所要日数九十日で、166回も行 われた。文化十一年(1814)の参府の折 には、簿記役ディルク・ホゼマン(Dirk Gozeman)の名が見える(片桐1998b, 137)。

図表4 北斎による長崎屋の情景「画本東都遊」



(国立国会図書館ウェブサイトから転載) 「画本東都遊」下巻。info:ndljp/pid/2533327

江戸参府の目的は、独占的対日貿易の許可・継続に対する「御礼の実行」にあった。その「御礼」は、江戸城本丸の将軍と西の丸の世子に対する「拝礼(=謁見)」と「献上物」の呈上から構成され、この機会に幕府高官にも「進物」「9が贈られ、御礼の「廻勤」が行われた。また、「御礼」に対して「返礼」があった。「返礼」は、将軍・世子・幕府高官からの「被下物(=時服)」と「御条目(=貿易の許可・継続条件五カ条)」の読み聞かせから構成されていた(片桐2008, 24)。

江戸参府には、当然、阿蘭陀通詞も付き添った。付き添ったのは、江戸番の大通詞と小通詞が各一人で、見習いとして若年の通詞が従ったことも度々あったという。江戸番通詞は言葉の通じないオランダ使節を案内して、言葉をもって江戸参府に随行しただけに、検使に次いで重要な役職で、日蘭両国人から頼りにされたから、時には一行の内で最も重要な、ある意味では主役のような存在であった。公私にわたる通弁、役所への届け、伺い、伝達、手続書類の作成、宿や部屋の割振り、出納勘定、買い物の値段交渉、訪問客や患者との応対・通弁、見物先での説明、饗応の席における通弁、心付け(チップ)の渡し方にいたるまで、万端にわたって通詞は必要とされたという(片桐1998b, 151-152)。

江戸参府旅行は、長崎から下関は陸路 (短陸路 Kort landweg)、下関から室 (現、兵庫県揖保郡御津町) もしくは兵庫までは水路 (Water reis)、大坂・京都を経由して東海道を通って江戸に至る「大陸路 (Lang landweg) から成った (片桐2000, 61)。途中、前述の長崎屋のようにカピタン一行が一休みか一泊だけするのではなく数日逗留する定宿が、江戸・京都・大阪・下関・小倉の五カ所にあった。この宿は「阿蘭陀宿」と呼ばれ、江戸の長崎屋源右衛門、京都の海老屋与衛門、大坂の長崎屋五郎兵衛、下関の佐甲三郎右衛門・伊藤杢之丞、小倉の大坂屋善五郎の6軒である (片桐2000, 104)。

これらの阿蘭陀宿に逗留中に蘭学者や幕府天文方の出入りがあったり、一方カピタンたちも町の見学にも出かけたりしている。図表5は、祇園の二軒茶屋で豆腐切りを見物しているところ(片桐1998b,139-142)であり、図表6は説明にあるように大坂の道頓堀で芝居を見物しているところである。

図表5 祇園見物のオランダ人一行 「拾遺都名所図」



(国立国会図書館ウェブサイトから転載) 都名所圖會 4巻 . [2] info:ndljp/pid/2555339

図表6 道頓堀で芝居を見るオランダ人 「摂津名所図会」



(国立国会図書館ウェブサイトから転載)攝津名所圖會. [5] info:ndljp/pid/2563463

商人の出入もある。オランダ人が土産を買うための定式出入商人というのが決められていた。片桐は、江戸長崎屋で27名の商人の屋号を挙げているし(下線太字引用者、片桐2008,90-95)、三年間における京都海老屋で入りの出入商人を分析一覧表を作成し、計36軒の定式出入商人を示している(片桐1998b,97-100)。

また、片桐によると、献上物と進物は必ず残品が生じた。いや、残品が生じるように仕組まれていたという。残品は長崎屋から商人に売り払われた。献上物の残品、幕府高官の受けた進物と調い品(主として反物)は長崎屋から定式出入りの商人の一人**越後屋**に売り払われた。江戸・京・大阪等の阿蘭陀宿がオランダ人から受けた進物も、江戸の長崎屋から**越後屋**に売り払われ、越後屋は一手に江戸の市中へ小売した。したがってこのような商行為が、オランダ人にとっても、幕府高官にとっても、各阿蘭陀宿にとっても、越後屋などの定式出入り商人にとっても、すっかり定例となり、制度化したシステムが出来上がっていたことが見て取れる(下線太字引用者、片桐2008,185-186)、としている。

こうしたことから考えても、西洋式簿記の知識が我国商人に流れ出した可能性が指摘できる。特に、越後屋すなわち三井家に情報が伝わった可能性は十分考えられることである。

もちろんオランダ人に対する監視は厳しいものがあった。長崎奉行所から<u>検</u> 使という役人が同行してオランダ人を監視しているし、江戸や大坂の町奉行所 も<u>検使</u>を派遣し見張っている。しかしながら片桐は、阿蘭陀宿を舞台として長 崎会所の出張役人、定式出入商人らが、カピタンとの間で、じっとりと「癒着」 の関係を保っていた様子が見えてくる。となると、阿蘭陀宿そのものも埒外に あったのでは決してあるまい(下線引用者、片桐1998b, 146)、と述べている。 そこに阿蘭陀通詞が噛んでいたとしても間違いなかろう。阿蘭陀宿における通 詞の横暴についても記録がある。通詞が定式出入商人以外に、旅の途中で買い 物した商人を宿に連れて帰り、見物人までも入交じり混雑し、取締まりができ なくなったという宿の主人の訴えがあるという(片桐1998a, 182-183)。この ような状況で情報が洩れてもおかしくないのではなかろうか。

日本科学史学会会長と日本数学史学会会長を歴任した小倉金之助は、「日本は、開港(安政五年、1858)以前に於いても、多少は西洋數學を輸入して居たのである。即ち一方では直接オランダ人から、他方では、間接に支那を通じて、ある程度までは、ヨーロッパの數學に接觸して居たのであつた。・・・18世紀の末葉までに、既に輸入されて居たのである」(傍点引用者、小倉金1971,241)と述べている。このことからすると、西洋數學だけでなく、西洋式簿記も輸入されていても何の不思議もないといえる。

4.3 内通詞とコンプラ仲間

阿蘭陀通詞には、内通詞と呼ばれる人たちもいた。山脇悌二郎によると、内通詞²⁰は、商館長や船員が行う個人貿易である脇荷(注16参照=引用者)の取引専従の通詞で、前述した大通詞、小通詞、稽古通詞などは脇荷取引には関与しなかった(山脇1980,49)という。『新長崎市史』には、内通詞は、オランダ商館の出島移転とともに平戸から移住した通訳や新たに長崎でオランダ語を習得した人たちで、その人数や実態は不明であるが、かなりの人数がいたものと思われる。・・・通詞と内通詞とでは大きな身分差があり、稽古通詞、さら

にはその上席の小通詞や大通詞などに昇格することなどあり得ないこととされた(長崎市史編さん委員会2012,525-526)。

ケンペルはこの内通詞についての評価は低いが、気になることも書き残している。

内通詞は(ないつうじ Nai Tsjusi)とは、文字の意味からすれば室内通訳ということになるが、彼らは外国人の家に持して務めを果たすのである。彼らは事前に耶蘇教を信仰しないこと、オランダ人とは昵懇の間柄にならぬことを宣誓し、出島乙名が捺印した免許状を貰い、貿易時期だけに限って出入りすることを許される。各オランダ人は、この種の連中を2人以上6人まで通詞の名目で入手できる。彼らは実際、事実上スパイであり、我々の行動の監視人である。10人いても、その中に先ず1人としてオランダ語を話せる者はおらず、わずかにこれまでオランダ人の所で給仕として働いたことのある者たちだけが、多少オランダ語が分かる程度である。この内通詞は、100人以上もおり、大通詞、特に年番大通詞の命令を受ける。・・・

これらの人々の中に、4人の宝役(たからやく Takara jaku)すなわち会計係がいる。宝役は、徴税金の金庫を預り、出納事務を掌る。この他に、2人の筆者(ひっしゃ Fisja)すなわち書記役がいる。筆者は、彼らの貧しい暮らしの賄料をこの金庫から受け取る。これらの通詞の仲間には、原則として、死去した通詞の息子以外の者は入れない(下線引用者、エンゲルベルト・ケンペル著・今井訳1989、91-92)。

内通詞がオランダ語を話せない云々について永積洋子は、ケンペルの助手今村源右衛門は内通詞出身であり、後に大通詞を勤める家柄の人々もまず内通詞に任命されているので、17世紀後半には、通詞の予備軍として一定の役割を果たしたと思われる(永積1991,10)、と述べている。

なお、宝役(会計係)が洋式簿記を知っていたかどうか気になるところである。ここで永積の論稿に添って、内通詞について見ていきたいと思う。

まず永積は、1641年(寛永十八)8月7日のオランダ商館長マクシミリヤン・

ルメールの日記の「通詞約八十人がポルトガル人時代と同様、使用方を奉行平右衛門に願出たと聞いた」(村上譯1980,78)という記述を取り上げ、「内通詞」を指すのだろう(永積1991,9)と述べている。さらに長崎の地誌の類い(『通航一覧』収蔵=引用者)から次の文書を引用している(永積1991,9)。

「昔年は内通詞とて、極めて無之口を存候者は、おらんだ商賣の節銘々働を以、 おらんだ人共に附添、賣物買物の口錢を取渡世を送候、就夫、於出島毎年附候 儀先後を争不作法に有之、依之、寛文十年戌河野権右衛門支配の節、オランダ 口存たる者百六人、方々より訴訟を致すに付、おらんだ内通詞と名つけ相究、 此内より十二人撰出し小頭と定、出島乙名通詞指圖を以、おらんだ人に附、右 の内入替の事も通詞乙名伺之究る」(下線引用者、林**韑**1913, 180)。また、先 のルメールの日記から「彼らは皇帝より俸給を受け、会社は今後支給せぬこと となった」(村上譯1980, 86)を引用している。すなわち、寛文十年(1670)に オランダ内通詞という職名が決まり、地役人として正式に認められていたこと を示している(永積1991, 9)。

『通航一覧』の引用の中で気になるのは、「おらんだ人共に付添、売物買物」とある箇所である。この売買は脇荷だけであろうか。オランダ人の日用品も売り買いしていたのではないかということである。筆者がここで思い出すのは、オランダ商館員の求めに応じて生活用品を調達したコンプラ仲間²¹である。

山脇悌二郎によると、長崎地役人総覧とでもいうべき1701年(元禄十四)の『長崎諸役人付』に、コンプラ仲間十六人を阿蘭陀「内通詞」九十人のうちに入れて数えてある。この点は大いに注意されることであって、つまりコンプラ仲間と内通詞仲間は、身分が同類であること、コンプラ仲間の仕事は脇荷取引に限られていたということである(山脇1992,87)。

一方、永積洋子は『通航一覽』に、内通詞が宝永四年(1707)に廃止された と注記してあるという(永積1991,9)。正直な話、筆者は、この注記を見つけ られなかったのであるが、永積の指摘の通りなら内通詞という職制は、宝永四 年以後は無くなるということになる。それ以後は内口銭を貰いながら存在した のか、コンプラ仲間に吸収されたのか、門外漢の筆者には分からないところである。しかしながら、内通詞とコンプラ仲間がよく似た類いの仕事をしていたということであり、オランダ人の身近にいたということは確かである。

ここで思い出すのが、武藤長藏の「・・・出島ニ出入セシ所謂「コンプラ」 仲間ト稱スル商人ガ蘭人トノ賣買取引上西洋式ノ記帳、又金額記入方法ノ影響ヲ受ケシ乎否乎ニ就テノ研究モ今茲ニ述ブル餘裕ナシ」(下線引用者、武藤1921,98)という言葉である。この後武藤は、丸カッコ書きで小さく「縣立長崎圖書館長文學博士永山時英氏編對外史料美術大觀第壹輯第四十五圖『コンプラ』仲間ノ直組帳参照」(永山1918,四五)と追記している。この書物の45番目に「直組帳」の写真が掲載され、前ページには、「四五 直組帳 長崎 川島友一君藏 コンプラ仲間即ち出島蘭館への貨物賣込人等と蘭館長ドーフとの間に文化八年に結ばれたる物品賣買價額契約書なり」と説明が付されている。その直組帳は写真が不鮮明で分かりづらいが、横書きオランダ語とアラビア数字で価格表と思われしものが確認できる。これらのことから武藤は「コンプラ仲間は、西洋式の記帳、又は金額記入方法の知っているんだろうか、どうなんだろうか。今の自分にはそれを調べるだけの余裕はない」と、やるせない気持ちを吐露しているのではないかと思われる。

いずれにしても、内通詞やコンプラ仲間からも西洋式簿記の情報が流出する 可能性も考えられるのではなかろうか。

5 江戸時代の帳合法に対する西洋式複式簿記の影響

5.1 江戸時代の商人と情報

前述したように、フランソワ・カロンが、日本人は伊太利流の簿記法を知らないが簿記法の優れていると記していることについて、それはカロンが来日してその文章を書いた1636年までであって、それ以後は分からないと述べた。また、カロンに質問された日本の商人の方も、「それではあなたの国の帳簿の付

け方はどういうものですか?」とか、「どういう帳面を使っていますか?」などというということ聞き返し、何らかの情報が反対給付として日本側に伝えられたのではなかろうかとも書いた。

よく言われているように、我国の商人たちは、自分たちの帳合法が優れているので、それに満足して西洋の簿記法に関心を示さなかったのだろうか。馬琴が「鎖国論」を借り受け、校訂書写したことを採り上げたように、江戸時代人には外国のものに対して知識欲や好奇心というものがあったのではなかろうか。

思うに今昔を問わず、商人の情報欲求というものは凄まじいと思われる。そして良いものはどんどん取り入れる。情報によって豪商にもなるし、生き残りもする²²。

例えば、伊勢商人の場合、一年に一度か二度行われる**目録開き**(決算報告会)の他に、江戸店から伊勢の本宅に十日に一回、「本状」というものが送られてくる(下線太字引用者、田中孝2014,50-51)。これは、「江戸店の支配人が決定してほしい事項について書き記し、本家の主人がそれに対して指示を与えるというものである。伊勢商人は情報を迅速にかつ正確に伝えるために様々な手だてを取った。特に近代社会と違って情報の伝達において公的なサービス、すなわち郵便・電信制度がないもとでは商人は自らの力で情報獲得・伝達をしなければならない。そこで利用されるのは、幸便・定飛脚・臨時飛脚・本家手代の派遣・主人の江戸詰めなどである。これらのうち、日常的な業務にかかわる稟議決裁は定飛脚によって行われ、江戸の大火や安政の地震などのような重大事件の際には臨時飛脚が使われた。本家の主人が江戸に対して送った書状は、江戸店からもたらされた商況報告や稟議の内容を記した上で決裁を記している。」(三重県1998,15)。このように、十日に一回、江戸から伊勢まで情報が送られ、それを見て主人が決済することがあれば決済し、支持を出すというシステムになっていた。

本居宣長は『玉勝間』の一節では、「かくて松坂は、ことによき里にて、・・・

富る家おほく、江戸に店といふ物をかまえおきて、手代といふ物をおほくあら せて、あきなひせさせて、あるじは、国にのみ居てあそびをり、うわべはさし もあらで、うちはいたくゆたかにおごりてわたる……」(下線引用者、吉川・ 佐竹・日野1987,477-478)と記しているが、それは表向きのことである。伊 勢商人の研究者、大喜多甫文は、伊勢商人は、決して遊んでばかりいたので はなく、商人達の交流の場が必要となり、それが句会、歌会などの文化的な

た。・・・江戸中期までには 歌会が松坂の商人たちのサロ ンの場になり、商人同士の交遊

サークル活動に発展していっ

や情報交換の場となった(下線 引用者、大喜多2017, 266-271) と述べている。すなわち文化活 出典 伊勢市立郷土資料館2000,5

図表7 国周画「伊勢音頭恋寝刃」



動も情報収集のためであったといえる。

また、江戸時代はのんびりしているようでも、情報の伝わるのは速かったよ うである。例えば、浮世絵にも 図表8 唐蘭館絵巻 宴会図(川原慶賀)

描かれている『伊勢音頭恋寝刃』 という歌舞伎の人気の演目があ る (図表7)。これは寛政八年 (1796) に伊勢の古市の遊郭、 油屋で起こった刃傷事件を題材 としているが、事件の起こった 二か月後には、近松徳三の手に よって大坂で上演されて好評を



長崎歴史文化博物館所蔵

博していた(伊勢市2013、647-649・694-700、後藤1992、16)。

情報にも敏感、情報の伝わる速度も速い。江戸時代の商人はその気になれば いくらでも情報を得られたと考えられる。下種の勘繰りといわれるかもしれな いが、その気になれば遊女に頼んで情報を得ることだってできたと思う。出島の門外には制札が立てられ、ご禁制の事項が五項目書かれている。その第一番目に「一、傾城之他女人入事、」(村上譯1980,87)とあった。つまり傾城(遊女)の他は出島に入ることができなかった。確かに出島の錦絵にはオランダ人に寄り添う遊女が描かれているものが多い(図表8)。片桐一男は、『出島遊女と阿蘭陀通詞 一日蘭交流と陰の立役者一』(片桐2018)という書物を著し、商館員と遊女の親密な関係を描いている²³。片桐によると『出嶋阿蘭陀屋敷景』という出島の全体像を描いた錦絵の中に描かれている人物は、男性22人、女性26人と、女性の方が多く女性は全て遊女だという(片桐2018,10-11)。そして「遊女の出島か、通詞の出島か」(片桐2018,143)とも述べている。出島が機能する200年余りには、商人が遊女に頼みごとをし、情報を得ていたこともあるかもしれない。

さらに情報というのは、文字という形をとらなくても過去から現在まで伝えられる。「口伝え」とか、「伝承」というものである。小倉祭一郎は、「芳野国男教授談によれば近江商人の一雄、藤崎惣兵衛家は十一屋を号し、全国に支店を構えること二十有余、その帳合法は裏帳・表帳をもって構成されていた複式簿記であって、これは勘定奉行某々に委託、立案せられたものであるとの口伝が存する由(文責筆者)、幕府の通詞が和蘭簿記法を学んだ事実と一脈通じるものを感ぜられ、西洋式簿記法が基礎になっているとの想定も故なしとしないが、立証する確実な史料は存しない。芳野教授も口伝をもって西洋式簿記法影響の証であるとしておられるわけではない」(下線引用者、小倉榮1962、15-16)と述べている。これは小倉が西洋式簿記の伝播を否定するために挙げた例である。しかしながら、口伝えになっているということは、例えば<u>御禁制に触れるということで文字として残せなかった</u>とも考えられる。また、いくら口伝えで史料がないからといって、その事実が無かったとは言い切れない。それはシュリーマンのトロイの遺跡発掘の例を出すまでもなく、口伝えや、伝承、神話が事実であったという発見は他にもある。

和歌森太郎は、史料とは歴史的事実を形象し、歴史的認識の対象を構成する素材である。・・・それ自身個々においてはたしかなる歴史的事象を物語るとはいひ難き数々の史料は、ひろき分野より求められ、互に相補足する用をなす、として次のように分類している(和歌森1980, 18-19)。

- (1) 遺 文 {目的記録・偶然記録 } 文献史料
- (2) 遺 形 {遺 物・遺 遺 蹟} 考古学的史料
- (3) 遺 習 {行為伝承・言語伝承・心情伝承 } 民俗学的史料

すなわち(1)を史料として研究するのが歴史学であり、(2)は考古学、そして(3)が民俗学であり、歴史を研究する場合は、それらが互いに補い合って用をなすということである。

したがって、口伝え(言語伝承)は民族学におけるりっぱな史料であるといえる。ただし、「勘定奉行某々」が西洋式簿記を知っていたということも追及していかなければならない問題であるが、西洋式簿記の我国への影響の可能性が示唆されているのではなかろうか²⁴。

5.2 帳合法と西洋式複式簿記

以上、長々と書いてきたがここまでの事で、我国江戸時代の帳合法に西洋式の複式簿記が影響を与えたという**状況証拠**は挙がってきたのではないかと思う。ただし、上記以外にも<u>オランダ東インド会社のロゴマークを付した古伊万里をヨーロッパに輸出していた佐賀鍋島藩関係</u>25など、探せば出てくると思われる。

さて、西洋の言葉も解せない、アラビア数字も読めない江戸時代人が西洋式簿記から学ぶとしたら、着想とか \underline{r} 7イディア、さらには<u>外形的な事</u>ではなかろうか²⁶。外形的といっても当時は筆墨と和紙で、ペンもなければ洋紙が我国で生産されるのは近代明治に入ってからである。さらに『帳合之法』で使われた漢数字に0(ゼロ)を組み合わせた「位取り記数法」は、オランダ語と英語に精通し、三度の欧米体験があり我国有数の西洋通の知識人であった福沢諭吉を

以てできたことであろう。

それでは帳合法で影響を受けているところはどういうところか。筆者が考え てみたのは次の三点である。

- 1. 純利益が一致していることを知っていた。 → 複式決算の着想を得た。
- 2. 帳簿組織の設計と、大福帳 特に大福帳(売掛帳)を総勘定元帳の働きをさせる着想を得た。
- 3. 本支店会計の着想をえた。

まず1についてである。オランダの簿記史を紐解くと、17世紀の初めにシモン・ステヴィン (Simon Stevin) が純利益の二重計算について述べている。

田中藤一郎によると、ステヴィンは、決算において今日の貸借対照表("Staet")と損益計算書("Staetproef")によって純損益計算の一致を見ることの必要なことを述べている(田中藤1961,162)という。図表9がステヴィンの"Staet"と"Staetproef"である27。

The state of the s						
<u>"Staet"</u>				<u>"Staetproef"</u>		
A. Jaeobs 純財産 合 計	51. 8.0 3140. 9.1 3191.17.1	堅 果	60.13.2 20. 0.0 513.12.0 150. 6.0 448. 0.0 54.18.6 1944. 7.5	営事 計益 計	57. 7.0 丁香利益 107.10.0 堅果利益 164.17.0 胡椒利益 987. 5.5 茗荷利益 1152. 2.5 損 益 合計	75. 4.7 109. 7.2 18.19.0 41. 8.4 907. 3.4 1152. 2.5
		合計	3191.17.1			

図表 9 ステヴィンの Staet と Staetproef

期末資本 3140.9.1 - 期首資本 2153.3.8 = 純利益 987.5.5

出典 田中藤1961, 139

純利益の二重表示こそなされていないが、17世紀初頭にステヴィンは純損益計算の一致を提唱していた。「3.1 我国の17世紀前後と複式決算簿記」で鴻池家、長谷川家、三井家の複式決算の計算式を挙げた。この三家は、複式簿記において純利益が一致するということについて、何らかの情報を得ていたのではなかろうか。もちろん複式簿記について理解できるような環境は無かったわ

けであるので、ヒントになるようなちょっとした情報である。その情報を基に それぞれの商家の創意工夫に作られたのではなかろうか。鴻池家の場合、実地 棚卸によって算出される期末正味身代と、四柱決算法で算出されるそれとが一 致することは経験上知っていたと思われる。また、室町期東寺の光明講方算用 状では、収支額と貸付額が合致額を二重表示していることが三光寺由実子の研 究から明らかになっている (三光寺2014,54)。このような土台に西洋式複式 簿記のアイディアを加えることによって鴻池家の算用帳が生れたという考えは 成り立つのではないか。鴻池家が純利益ではなく期末身代の二重表示したのは、 「家」というものを重んじたからではなかろうか。それが長谷川家、三井家と 貨幣経済が進み、西洋式複式簿記の情報が多くなるにつれて純利益の二重表示 重視に移っていったとも取れる28。西洋式の複式簿記は、仕訳の段階から複式 記入を行っているので、勘定科目の属性分類から考えて財産計算と損益計算が 分離しやすい。それに引き替え、我国の帳合法の場合、貸借複記を行っていな いのに純利益の二重計算をしているのである。何かヒントが無ければ、こんな に早い段階で純利益の二重計算が創出されないのではないかと思われる。いく ら経済が発達したからといって考えにくい。やはりそこには複式簿記の情報が 作用しているところであろう。

閑話休題、蓋し、この<u>「純利益の二重表示」は、世界で一番早いのではなか</u>ろうか。

次に2の「帳簿組織」である。筆者は、中世に「日記」と呼ばれていた帳簿が、江戸時代に目的別に分割され「金銀出入帳」であるとか、「仕入帳」、「売帳」などの諸帳簿に分化していったと考えている(田中孝2014,174)。その帳簿を独立させる場合、西洋式複式簿記の総勘定元帳の勘定科目が参考にならないだろうか。東インド会社オランダ商館では「仕訳帳」と「総勘定元帳」が記帳されていたことは、行武和博(行武1992)を初め多くの研究者が研究をしてきた。どのような目的の帳簿を作るかということは、「総勘定元帳」記載の諸勘定が参考になるのではなかろうか。その極めつけは、総勘定元帳の働きをする大福

帳(売掛帳)である。中井家の大福帳が総勘定元帳の働きをしていることを、初めて世に知らしめたのは小倉榮一郎である。また、三井家の大福帳もそうであるということを西川登が発見した。中井家が大福帳を総勘定元帳の役割を持たせたのは延享三年(1745)から(小倉榮1974,5)だという。また三井家の大坂両替店では宝暦四年(1754)からの分が現存するという(西川登1993,309)。筆者は著書で、「江戸時代の商家(豪商)の帳合法においては、総勘定元帳に当たるものを持たない帳簿組織と、大福帳を総勘定元帳として利用する帳簿組織があったと考えられる。蓋し、商家の中であるものは、大福帳を総勘定元帳に進化(変化)させていったのではなかろうか」(田中孝2014,37)と述べた。この進化(変化)の裏には、オランダ商館関係の情報があった可能性はあると思われる。

次に3の「本支店会計」である。本支店会計も中井家が有名である。この本支店会計についても、オランダ東インド会社が、アジアにおける本拠地であったバタヴィア Batavia 商館を本店とし、アジア各地のオランダ諸商館を支店とした本支店会計のシステムであったことが行武和博の研究(行武2008)で明らかになってきている。そこで思い浮かぶのが、天明八年(1788)8月9日から15日まで、西洋画家で蘭学者でもある司馬江漢が初代中井源左衛門(良祐)宅に滞在し、覗眼鏡や「地球の図」等を見せ、14日には「中井良祐象」(絹本着

色)を仕上げている(下線引用者、朝倉・海野・菅野・中山・成瀬編1994,328)ことである(参考=後年になるが、図表10は寛政6(1794)頃に司馬江漢が描いた我国初の銅版世界地図である)。

小倉榮一郎は、中井家の複式決 算簿記法の制度が完成するのは明 和二年(1765)と推定している(小

図表10 司馬江漢が描いた我国最初の銅版世界



(国立国会図書館ウェブサイトから転載) 司馬江漢峻 寫并刻 info:ndljp/pid/3508016

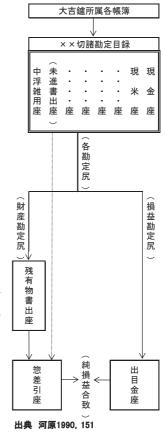
倉祭1974, 6) し、後年の論稿でも二重計算の成立を延享三年(1746)ともしている(小倉祭1979, 262)。これは江漢が滞在するはるか前である。しかしながら、当主中井良祐は、西洋画家で蘭学者でもある江漢を宿泊させ、覗眼鏡や「地球の図」を見せてもらっているし、自分の肖像画までも書かせている。これで西洋のことに関心がないといえるであろうか。蓋し、良祐は、以前から西洋のことに関心があり情報を集めていた。だから「中井家帳合の法」が完成できたのではなかろうか。ただし、その情報はあくまでも断片的なもの、或はヒントになるようなもので、後は商家の自助努力であったろう。付言すると、中井家の場合において、上下二段に分かって正負分別する形式で記帳している例は二三にとどまらない(小倉榮1962, 56)という。これなども複式簿記の貸借勘定の情報があって、それをヒントしたのではなかろうか。帳合法は、算用帳を見ても、その計算の過程で足したり、引いたりする。換算をすることもある。しかしながら、計算は「そろばん」でしたので少しも苦にならなかったであろう。したがって加減別々に計算するという発想が、自然に生まれて来たとは考えにくい。

ところで、植村正治は、近藤家という播州の魚問屋の文化六年(1809)の帳合法を分析し複式決算の構造を持っていたことを明らかにしている。植村によると近藤家の文化六年の資産規模は30貫目であり、鴻池家の場合、最低は寛文十年(1670)の327貫目で、最高は明治9年(1876)の8万6492貫目、中井家の仙台元店の享和2年(1802)は4万880貫、三井家の宝永7年(1710)は7639貫目であった。これらの商家と比べて、この魚問屋の規模は極めて小さい。それにもかかわらず複式決算構造であったことは、近世においてこのような帳合法がかなり一般的に行われていたことを推測させる(植村1977、300)としている。このことから、江戸期も後半になると複式決算を持った帳合法は豪商ばかりでなく、もっと規模の小さい商家にも普及していたと考えられる。

江戸時代後期で触れておきたいことがもう一つある。それは出雲の田部家の 帳合法、すなわち「出雲帳合の両面勘定」といわれるもので、多帳簿制複式決 算簿記である。出雲帳合について詳しくは、平井泰太郎稿(平井1936)、山下勝治稿(山下勝1936)、河原一夫著(河原1977)等をごらんいただくとして、ここでは河原が描いた帳簿組織の図(図表11)をご覧いただきたい。まず、1として、大吉鑪の諸取引は、取引内容に応じて、それぞれの帳簿に記録される。2、決算期末に、諸帳簿を整理統合して、「××切諸勘定目録」に各勘定座別にまとめられる。この「諸勘定目録」は、決算報告書綴であって一冊の帳簿をなしている。3、各勘定座の混合勘定を分解して、損益勘定尻と財産勘定尻の二系列に分ける。4、損益勘定尻を「出目金 図表11 出雲帳合両面勘定の図解

座」へ、財産勘定尻を「惣差引座」へ集合する。 出目金座と、惣差引座の純損益は一致する(河原 1977, 150-151)。ここで各帳簿は、一つの勘定と 考えたらいいと思う。また、「諸勘定目録」は総 勘定元帳ともいえる。出目金座は損益計算書、惣 差引座は貸借対照表。出雲帳合は、貸借複記もし ていないし、複式簿記とはいえない。山下も単式 簿記であるとしている(山下1936, 136)。しかし ながら、帳簿の流れだけを見たら西洋式複式簿記 の流れを意識したものになっているのではなかろ うか。出雲帳合は享和年間には発見できないが、 安政年間には確認し得るという(山下1936, 90)。 蓋し、幕末になると西洋式簿記の情報がかなり完 全な形で山陰地方にまで届いているといえないだ ろうか。

帳合法は、その商人の秘伝であり、門外不出の 秘法であった。だから家々によってやり方が違う。 しかしながら、ある種の共通性もみられる。小倉 榮一郎は、学校教育という制度がなく、商業実務



に関する指導書のようなものもなかった江戸時代にあって、一つの方法が地域を超え、時代を超えて伝播する可能性というのは商人が相互に教え合うということであったと思われる。それは丁稚奉公が広範にわたっておこなわれていたこと、婚姻関係²⁹など考えられないことではない(小倉榮1991,136)と述べている。さらに、情報というのは、なにもオランダ商館経由からばかりではなく、前述の伊勢商人のように横の関係からも入ってくる。時間の経過と伴に、いろいろな伝達経路を辿って、断片的かもしれないが西洋式簿記の情報や、それを取り入れた帳合法の情報が徐々に浸透していったのではなかろうか。

しかしながら、その史料はない。それは御禁制であったからだし、そもそも 帳合法そのものが門外不出の秘法であったから当然でのことあろう。「オラン ダの仕法を真似た」とか、「通詞に聞いた」などということは文字としては残 さないし、残らないだろう。

蓋し、<u>江戸時代の帳合法は、</u>翻訳本や教科書があったというものではなく、また一人乃至はごく少数の者によって成し遂げられたものではない。もし誰か特定の人物によってなされたのなら、帳合法はもっと統一性のある物になっていたはずである。それは、<u>商人の貪欲な情報欲求と、名も知れない商家の奉公</u>人の工夫と努力によって完成されたのではなかろうか。

以上、本稿は、我国が西洋式簿記の影響を受けていたと結論付けた。それでは史料が無いのはどう考えるか³⁰。 <u>それは史料がないのではなく、現在残されている複式の決算書(算用帳)や大福帳などの帳簿類、多くの先達が研究した史料そのものが、影響を受けたという一次史料、それも第一級の一次史料であると筆者は解釈したい。</u>

最後に、もし影響を受けているとしたら、前稿(田中孝2021, 124)において、 岩邊晃三が帳合法と『中小企業簿記要領』(以下『要領』)の総括表方式が同質 であるということを一つの根拠として西洋式複式簿記が我国に伝播したという 問題も解決するのではないかということを述べ、本節を終えたい。

つまり、岩邊は『要領』がハプスブルク家の領地であった南ドイツ、オース

トリア地方で用いられた総括表方式を採用せざるを得なかった背景には、帳合法と同質性があったからであるということある(岩邊1989, 27)。

この点については、抽著(田中孝2014, 283-286)でも取り上げてきたし、前稿では三代川正秀の論稿も引用して答えた(三代川2021, 193)。『要領』が我国の伝統的な帳合法を生かしたものにせざるをえなくなったのは、当時の中小商店が未だ帳合法を使っていたからである。明治6年(1873)に『帳合法初篇』と『銀行簿記精法』が出版され³¹、それ以後銀行や大企業などで西洋式複式簿記が導入されていったにも関わらず、帳合法は明治、大正、昭和と第二次大戦後まで生き続けた。それは三代川正秀も述べているように、帳合法が、我国において営々と記録され続けてきた慣習(三代川2006, 73)であり、庶民が馴染んできたもの(三代川2006, 84)であったからである。だから『要領』は帳合法と似たものにせざるを得なかったのである。

しかしながら、本稿で考察してきたように、その「帳合法」そのものが江戸時代の終わりまでに西洋式簿記の影響を受けているとしたら、話は変わってくる。前述したように、複式簿記そのものは伝播しなかったが、帳簿の記載様式や、帳簿組織、さらには純利益の二重計算の着想は取り入れられた。だから『要領』は、その帳合法に合わすために、オーストリア、南ドイツ式の総括表方式を持ってきたのは自然の成り行きではなかろうか。もっとも岩邊がいうところの「ハプスブルク家とも結託したイエズス会の布教活動」云々ということは分からない、ただ、岩邊の主張にも信憑性が出てくるということになるのであろう。読者の方々はどう考えられるであろうか。

6 おわりに

以上、本稿では西洋式簿記の我国の帳合法に影響で与えたかについて考察を 進めてきた。ただ、その前提として、「伝播したという証拠を示す史料」は残 存しないという前提として論を書き始めた。その際、南蛮貿易、特に堺や博多 の商人と南蛮人との関係からも伝播の可能性探ることはロマンを感じるところ であるが、近世史料が残る我国とオランダとの関係を中心に考察を進めてきた。

それは、①近世の日本が「鎖国」というイメージではなく海外に向け開かれていた部分もあったということ。②フランソワ・カロンのいうように、日本人が「伊太利流の簿記法を知らなかった」のは、17世紀前半までの事でありそれ以後は、「知った」かもしれないということ。しかしながら、③「知った」としても御禁制のために文字としても残らないだろうということ³²。また、④複式決算をいち早く完成させた鴻池家や三井家などは西洋式簿記についての何らかの情報を得やすい環境にあったこと、そして、なにより⑤「阿蘭陀通詞」が西洋式簿記を理解していたことは大きいと思われる。さらに⑥その情報は漏れやすいことも分かった。それに加え⑦江戸時代の商人の旺盛な情報に対する欲求があった³³。これらのことは全て西洋式簿記が我国の帳合法に影響を与えてもおかしくないという「状況証拠」になると考えられる。

最終的には現存する<u>算用帳や帳簿そのものが、西洋式簿記が我国に影響を与えた何よりの証拠</u>であるという手法で論を展開していった³⁴。

しかしながら、山下勝治も出雲帳合を単式簿記である述べていたように、それ以外の江戸時代の商人の帳合法を見回しても複式簿記といえるものはない。したがって「複式簿記」そのものは「伝播」しなかったといえるだろう。しかしながら、蓋し、着想など何らかの点で、西洋式簿記は我国に影響を与えたのは確かではなかろうか。つまり、西洋の言葉も解せない、アラビア数字も読めない江戸時代人が西洋式簿記から学ぶとしたら、着想とかアイディア、さらには外形的な事ではなかろうか。帳簿の記載様式や、帳簿組織、さらには純利益の二重計算などであったろう。「5.2」でも述べたように、我国の場合、算盤でやるので計算は苦にならない。だから、加減(貸借)別々に計算するという発想は生まれにくい。それよりも西洋式簿記法がまずあって、その影響を受けたと考える方が自然ではなかろうか。

歴史学において、「東アジア世界論」という歴史理論を提唱した西嶋定生は、

「いわゆる日本独自の文化様式というべき諸現象は、日本の歴史の経過の中で後来的に形成されたものであり、中国文化の影響より以前から存在したものではないという点である。それゆえそのような日本独自の文化形成も、日本の歴史を世界史的観点から理解しようとする枠組みの中で、その世界自体の変動と関連して理解されるべきことになるであろう」(西嶋2000,119)と述べている。この西嶋の考えを考慮に入れるなら、蓋し、我国固有の簿記というものも、中国から将来され、歴史の経過の中で後来的に形成されてきた。それが大航海時代という世界史的な潮流に遭遇したことにより影響を受け完成していったと考えるべきではなかろうか。

筆者は、拙稿(田中孝2019b)の「おわりに」において、リトルトン(A.C. Littleton)の『リトルトン会計発達史』(ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900)の中の「光ははじめ十五世紀に、次いで十九世紀に射したのである」(A.C. Littleton 1933, 368: 片野訳1989, 498)という有名な言葉に肖って、和式会計の発達史を次のように表現した。

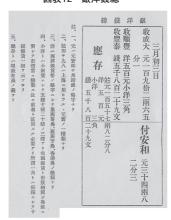
"光は、我国において大陸から輸入された律令制度が完成する<u>八世紀</u>と、 <u>十四世紀から十五世紀</u>の中世の寺院、そして貨幣経済や商品取引が発達する

江戸時代の前半、鴻池家が算用帳において複 式決算を完成する十七世紀に射した"(田中孝 2019b, 145)、といえるかもしれないと述べた。

本稿での考察に照らし合わせるなら、文章の 後半は、"・・・貨幣経済や商品取引が発達す る江戸時代の前半、<u>西洋式簿記の着想も取り入</u> れることによって十七世紀から十八世紀に射し た"と変更することになるだろう。

さて、最後にもう一点だけ追加したい。これ も拙稿において、朝鮮と日本の固有簿記は、元々 は中国に起源があり、同一グループの属す簿記

図表12 銀洋錢總



出典 根岸信. 1906, 15-16

であり、東アジア諸国の固有簿記は、西洋式の複式簿記に対して、「中国・東 アジア語族」といってもいいと思われる(田中孝2019a,30)と述べた。そこ で中国と朝鮮の固有簿記に対する西洋式簿記の影響を短く論じたい(中国と朝 鮮の固有簿記について、詳しくは田中孝2017、2019aが参照願いたい)。

筆者は、拙稿で上海の標準的な中国固有の簿記の考察したことがあった。上 海にあった東亜同文書院という高等教育機関(旧制の専門学校)の教授、**根岸 佶が現地の状況を調査して明治39年(1906)に著した『清國商業綜覽』という** 書物の中に中国固有の簿記の記述がみられる。また、翌年の明治40年(1907) には、根岸の指導の下に東亜同文書院の学生が中国各地を調査した結果をまと めた『支那經濟全書』第四輯にも中国固有の簿記のことが記載されている(田 中孝2017)。おそらくこの二冊が、我国の中国固有簿記の研究の嚆矢であると 思われる。前者に示された帳簿は上下2欄に分かれ、それぞれに勘定科目と金 額を記載するようになっていた(図表12は、銀洋錢總(金銀出納帳))。さらに 「月結」という月一回の決算書は、縦書きではあるが貸借対照表を連想させる。 また、中国固有の簿記の調査報告書においても、その帳簿組織を西洋式簿記書 (おそらくマルシュ(C.C. Marsh)) に範を取った組織図が描かれている(田中 孝2017, 153、159、164)。西洋式簿記の帳簿組織で帳簿を分類・説明できるこ と自体、西洋式簿記の影響を受けている証拠であると考えられる。当時、東亜 同文書院大学の教授で後に神戸大学の学長となる戸田義郎は、中国固有簿記を 上海方面で普通に用いられている寧波系簿記と、蘭印華僑の用いている南支系 簿記(廣東簿記と厦門系簿記)と区別し(戸田1942,32-33)、南支系簿記につ いては、西洋式簿記影響の懸念がある(戸田1942,35)と述べている。このこ とに関連して頭に浮かぶのが、中国史研究の大家、宮崎市定が清代の文化は元 代とは異なって、ヨーロッパ文化の影響を強く受けた(宮崎2000,523)。だた し、乾隆帝に至って、・・・対ヨーロッパ貿易を制限し、沿岸の開港場を取や め、只広東一港において交易することを認めた(宮崎2000,527)と述べてい たことである。このことからも中国南部の沿岸部における西洋式簿記の影響の 可能性を感じるところである。さらに、戦前に南満州鉄道株式会社上海事務所において、中国固有簿記を実地調査した一条雄司も、「中國國有簿記に於て何れが本來的なものであり、何れが複式簿記の影響に依るものであるか、又は兩者とも本來的なものであるかに關する筆者の探究は之を將来に期したい」(一条1943,135)と戸惑いを見せている。

近年の研究で、西洋式簿記の要素を取り入れた中国の簿記書が出版されたのは20世紀に入ってからである。日清・日露戦争後、アジアでいち早く近代化した日本に学ぶために多くの中国の優秀な若者が留学してきていた。そうした状況の中で、会計の分野でも日本人の著した多くの書物が、中国語に翻訳され出版された。吉田良三の『会計学』や『最新商業簿記』、東東五郎の『近世簿記法大綱』、太田哲三『会計学概論』、佐野善作の『商業簿記教科書』などである。これらはもちろん、西洋式簿記のことを記述した書物である(田中孝2017,159-160)。つまり近代中国に日本経由で西洋式簿記が入っていった。

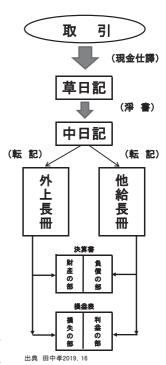
しかしながら、前述したように『清國商業綜覽』と『支那經濟全書』は中国 現地で行われていた簿記を調査して作られたものである³⁵。そうしてみると、 蓋し、清代末には中国固有の簿記の中には、すでに西洋式簿記の要素が溶け込 んでいたのではなかろうか。

次に**開城簿記**については、神戸高等商業學校(現、神戸大学)の卒業生で後に母校の教授となる須藤生(文吉)が、1917年、同窓会誌に、『高麗之誇=世界最高開城簿記』というタイトルで、「歐米の何れの國にも先ち今を去る六百年前旣に高麗朝時代に複記式簿記の獨創あり」(須藤1917,4)と開城簿記を絶賛している。また、翌年1918年には、当時朝鮮新聞記者であった田村流水が、『東京經濟雜誌』1911号に「高麗時代に複式簿記あり」という論文を発表し、「伊太利より二百餘年前之を獨創して居つた」(下線引用者、田村流1918,17)とまで言い切っている。

図表13の「開城簿記の帳簿の流れ」と、図表11と見比べてほしい。図表11で 最初に記帳されるのは「大吉鑪所属各帳簿」である。前にも書いたように、江 戸時代の商業帳簿は、「日記」が分化したものである。二番目の「××切諸勘定目録」について、中世室町期において「日記」には、「品物などを記した目録」という意味もあり、実際荘園の決算報告書に「日記」と付したものがある(田中孝2014、162・177)。このように考えるなら、図表11と図表13は似たような帳簿組織となる。『世界大百科事典』をみると、李朝時代の開城は商業の町として発展をとげた。その担い手は開城商人または松都商人は、旧王朝の遺臣(下線引用者、西谷正1991、572)であったという。英語の'Korea'の語源にもなった高麗王朝の官僚であったと考えれば、開城商人は、当然優秀な人材の集合体であったろう。だから、彼らが使った簿記も優れたものであったという伝承があるなら、それはその通りであろう。しかしながら、その簿記が現在研究されている複式決算の開城簿記であった保証はない。図表13 開城簿記の帳簿の流れ

西洋の複式簿記が朝鮮半島で知られるようになったのは近代に入ってからであろう。実際、最新の研究でも開城簿記の<u>史料が遡れるのは19世紀末</u>までのようである(田中孝2019a 参照)。それを考えるなら開城商人がイタリアより200年も前に複式簿記を完成させていたというのは、「後付」ではなかろうかという推測は成り立つ。

須藤や田村が論文を発表した時期は、「複式簿記」という言葉が、一般にも認知され始めてきた時期でもあり³⁶、「朝鮮半島で欧米より早く複式簿記が発明されていた」などといえば大きな話題になったに違いない。しかしながら、「開城簿記」というものが注目され研究され始めた頃に大森研造が述べた、「開城簿記の如きも矢張一般の學術工藝等と同じく<u>外來的文化(Exotische</u> Kultru(ママ))であつて、而かも現に殘存せる



-192-

古帳から推しても正確なる年代は判明しないが極く最近(大森が本稿を執筆した1922年当時=引用者)のものであると推断し得るものである」(下線引用者、大森1922、150)が当っていると思う。すなわち、「開城簿記」も西洋の複式簿記の影響を受けたと考えざるを得ない。

結論的を云うなら、蓋し、東アジア諸国の固有簿記は、中国を源流としながらも、それぞれの国の文化や民族性などに合せて独自の発展を遂げてきたが、大航海時代の西洋諸国との出合いと共に西洋式簿記の影響を受けて発達していったのではなかろうか。

注

- 1 茂木虎雄氏は、「十三・四世紀の北イタリアで成立した複式簿記法は、十七世紀にはオランダにおいて近代化される。期間損益計算、資本の総括計算をなす簿記法となった。株式会社形態をとる個別資本の利潤計算手段となったのである」(茂木1976, 25)と述べておられる。また友岡賛氏によると、より多くの資本の必要から組合的な企業が支配的となっていくフィレンツェでは、他人同士からなる企業のメンバーの間でその儲けを厳密に分配する必要が生じ、期間を区切って企業全体の儲けを厳密に把握する期間計算の方法がとられることとなった。ただそこでの期間の区切りは、たとえば誰かが脱退した時にそれまでの儲けの分配ために行われたりしたものであって、非定期的な期間計算であった。定期的な期間計算の成立をみるのは16~17世紀の(現在のベルギーをふくむ)オランダだという(友岡1998, 103-104)。また、東インド会社の簿記は複式簿記の伝播について大きな意味をもつともいわれている。継続性の確立は期間損益計算へとつながる。簿記の発展を、中世簿記から近代簿記へ、といったふうにとらえるばあいには、非期間性にもとづく中世簿記が、17世紀に期間性を帯び、近代簿記として成立してゆくといわれる。そして、そこに、東インド会社が株式会社としての形体をととのえてゆくプロセスと、完全な複式簿記をもってゆくプロセスがかさなりあうのである(友岡2005,136)とも説明されておられる。
- 2 カピタンとは、ポルトガル語の Capiao に由来し、もとは、船長または船隊司令官の意である。日本人は甲比丹と呼んだが、のちには平戸のイギリス・オランダ商館長もそう呼び、特に鎖国以後は、もっぱら長崎のオランダ商館長をさすことになった(永積1983,504)。
- 3 ただ、先行研究を洗い直していく中で、西川孝治郎氏が阿蘭陀通詞について触れている 箇所を見つけた。四半世紀前に筆者は、日本の会計史について関心を持ち、一生懸命に勉 強を始めた。その中には、もちろん西川孝治郎氏の著書・論文があった。西川氏が阿蘭陀

通詞について触れている部分は、膨大な研究中のごく一部で、しかも否定的に取り扱われていたので、すっかり忘れていた。この研究において自分の直感で「阿蘭陀通詞」の発想が浮かんだと思っていたが、筆者の頭の中に西川氏の研究で読んだことが入っていて潜在意識として残っていたのかもしれない。

- 4 何時から教科書の記載が変わったのか定かではない。今、手元にある2012(平成24)年 文部科学省検定済みの教科書、笹山晴生・佐藤信・五味文彦・高埜利彦編『詳説日本史』(山 川出版社)には、「1543(天文12)年にポルトガル人を乗せた<u>中国人倭寇の船</u>が、九州南方 の種子島に漂着した」(下線引用者、157頁)と書かれている。
- 5 松井洋子氏は、ケンペルの最大の貢献は、後に大通詞に昇進し、出島の実力者となる今 村源右衛門を育てたことではなかろうか(松井2017, 21)と述べておられる。
- 6 確かに岩生氏は、「鎖国とは、大体において江戸幕府がその中央集権的な封建支配体制を強化する過程において、当局者がこの方向と相容れない点が多いと考えたキリスト教を徹底的に禁圧するために採用した強力な政策であって、海外交通貿易は極端な制限と取締まりを受け、その結果おのずからわが国が国際的孤立状態に陥ったことを指している。・・・そして鎖国とは、このような体制が整備された寛永十六(1639)年から嘉永六(1853)年の米艦渡来までの215年間のわが対外関係を指す・・・」(岩生1963,59-60)と述べておられる。木村氏が述べられているように、岩生説は、学校の教科書などを通じて広く一般に定着し、通説的な地位を占めてきたと思われる。しかしながら、近年、「海禁」・「四つの口」説にその地位を奪われつつあるのかもしれない。そのことは本文でも述べるが、西洋式簿記の帳合法への影響を考える上で明るい材料となる。
- 7 朝尾氏は、16世紀の日本は孤立して存在していたのではなかった。ヨーロッパ人が来るまでは、それが日本にとっての世界であった東アジア世界に、一定の国際的秩序をもって組み込まれていたのである。東アジア世界を媒介としないで、ヨーロッパと日本の出会いを直接に捉えようとすると、鎖国の総体として、しかも具体性を持って把握する上で、大きな困難が生じるように思われる(朝尾2002, 19)とし、鎖国は、勘合貿易制度にかわる新しい国際的・国内的体制の創出として現れざるをえない。それは幕藩制国家の東アジアでの位置づけと、それにもとづく国内支配の権威樹立をふくみ、かかる枠組みのもとで展開した社会的発展のあり方を規定するものとして存在したのである(朝尾2002, 20-21)と「東アジア世界」を考慮にいれた考え方を提示しておられる。
- 8 鶴田啓氏は、「日本」(近世の人々が意識していた日本国)が異国と接触を持つ場所を四カ所に限定し、各「口」での交渉相手も伝統的な関係を有する相手にのみ固定しようとする意識は、近世初期もしくは「海禁(鎖国)」体制成立期から一様に存在していたのではなく、18世紀末から幕末期にかけて、外国からの開国・交易要求を拒否する過程で段階的に整備されたものであった(下線引用者、鶴田1992, 314)という見解を出されている。
- 9 ロナルド・トビ氏は、1630年代の「鎖国の完成」以降を含め、徳川時代全体を通して、

日本は東アジア地域世界と深く一体化していた。これが本書の主張である。その一体化の様式は、政治・外交の領域にとどまらず、思想・文化・学問の領域、さらには国家の安全保障・防衛・情報活動に及び、広義には貿易・経済までに波及していた。加えて、この一体化と連関はこれらの諸領域において相互通行的であった。すなわち、日本と東アジアとはそれぞれが互いに重要であり、そのことは両者の歴史においてとぎれることのない事実であった。したがって、一片の将軍の禁令なり、歴史叙述なりによって、日本をアジアから切り離したり、逆にアジアから日本を除外することはできない(ロナルド・トビ1991,30)と述べておられる。余談になるが、トビ氏は司馬遼太郎氏との対談の中で、私が研究を始めた頃、日本人に「君、何を研究しているのか」と聞かれ、「江戸時代の外交です」と答えたら笑われました。日本の江戸時代は鎖国をしていたから外交なんてなかったと・・・(司馬1999,157)というエピソードを紹介されている。これも当時は鎖国というイメージが日本人に沁み込んでいた証拠である。

- 10 東京書籍の『新撰日本史B』(小風秀雅ほか10名、平成29年3月7日検定済)をみると、「江 戸時代は『鎖国』をしていたか」(148頁から49頁)という見出しの下、両方の見方を提示し、 「さまざまな角度から歴史事象をみてみよう」と、生徒に考えさせるようになっている。
- 11 杉本つとむ氏は、鎖国以前の中心的言葉は、ポルトガル語である。キリシタンもポルトガル語のクリスタン (Christao) の転訛であり、英国をイギリスと呼ぶのも、ポルトガル語 (形容詞形) であり、パン、カステラ、カルタ、ピンからキリまでなどの現代語もポルトガル語であり、京都の〈先斗町〉のポルトガル語(英語のポイント) である。ポルトガルの文化や言葉が、日本人の生活や文化に食い込んでいることは説明を要するまい(杉本つ1990, 21-22) と述べておられる。前述のようにカピタン (Capiao) もポルトガル語である。
- 12 杉本つとむ氏は、長崎にはオランダ通詞の他に、中国(当時、清・唐・唐山と呼んだ) 語を通訳する < 唐通詞〉も存在した。長崎通詞と呼ぶ時には、蘭と唐の二種が存在することとなる(杉本つ1990, 10)と述べておられる。
- 13 阿蘭陀通詞の職階については、原田博二氏の詳細な研究(原田2003)がある。
- 14 片桐一男氏によると、オランダのハーグにある国立中央文書館の日本商館文書群の中に は通詞の作成した会計書類が沢山ある。舶載されたオランダの用紙に記入されたもの、和 紙に毛筆で綺麗に記されたもの、いずれも沢山ある(片桐2016,223)とのことである。
- 15 山脇悌二郎氏は、出島のオランダ商館における会計に係る仕事について次のように紹介 している。
- 「倉庫長」・・・・倉庫の管理責任者が Pakhuijsmeester (倉庫長) である。織物の出納は織物倉庫帳、砂糖のような嵩高貨物は嵩高貨物の倉庫帳にいちいち記帳することになっており、それは倉庫長の責任で行う。倉庫長はまた、毎年、10月の会計年度末に在庫商品の棚卸を行い倉庫会計の決算を行う。商館長はこれら二つの帳簿と決算書(「商品有高帳」) を検閲し、在庫品と突合せ、不正がないと認めるなら証明書を倉庫長に与え、商品有高帳に奥書き、署

名をしてバタヴィア本店に送る。

- 「支出役」・・・商館で、米・小麦粉・魚・野菜など、炊事用薪炭、灯火用燃料・輸出入品の梱包材量などをコンプラ仲間から買い現金で支払う。その他、建物・船の修理代・出島番人・出島金庫番・部屋働きの小者・出島乙名の給料、上記の者たちへの新年心付け、「出島宿賃」、入港船の大砲・弾薬を出港まで保管する稲佐倉庫の借賃なども現金で支払う。これらの現金支出の責任者が dispensier (支出役)である。
- 「決算役」・・・商館では、11月1日から翌年の10月末日までを一会計期間として決算を行うが、その決算責任者が negotie boekhouder (決算役) であって、大槻文庫本『和蘭称謂』の「在館和蘭職掌」に「商売帳面 預、ニゴジ、ブークホウドル」と見えているものである。決算役には商務員補が就任する。人員は1名である。
- 「書記」・・・決算役・倉庫帳の配下に、取引帳簿・倉庫書類などの記帳をする boekhouder (書記) という職掌の事務職員 klelk がいる。書記には、通常、商務員補より一階級下の補助員という階級の者である。人数は1~3名ほどであって、貿易の盛衰ないし会社の人員配置の都合で増減があり定数はない。書記の首席を scriba といい、スクリバが決算役に昇進する。

(以上、山脇1980, 41-44)

- 16 脇荷とは、本来の東インド会社の貿易(本方貿易)に対して、商館長や船員が行う個人貿易のことであり、永積洋子氏の研究が早いと思われる。永積氏によると、1685(貞享二)年の長崎貿易の改革で、長崎奉行所から公認された(永積1994,1)。また脇荷は、密貿易と不可分に結びついており、脇荷としてもたらされたものの中で、上等なもの、かさばらないものは、密かに取引されていた。通詞は脇荷の取引に17世紀の内通詞の時代からかかわっており、仲介人として脇荷貿易に果たした役割は大きかった。一方長崎では、奉行、地役人をはじめ、町全体が外国貿易に依存しており、地元の利益は、17世紀以来主として商館員の個人貿易に頼っていた。オランダ人が利益の無くなった貿易を続けたのは、個人の利益を得るためだったし、日本側は長崎の町や蘭学者はもとより、幕府の首脳もオランダとの関係を維持する必要を完全に理解したのである(永積1994,24-25)、と述べられている。最近の研究では、橋本武久氏の研究がある。橋本氏は、仕訳帳に記載された数値を基に、その支給総額を現在価値で換算し、「私貿易は低い給与のうめ合わせ」とする従来からの見方を裏付けられている(橋本2020,22)。
- 17 阿蘭陀通詞の犯罪については、いろいろあった。杉本つとむ氏が事件を分かりやすく紹介されておられる(杉本つ1990, 38-46)。
- 18 オランダ風説書については、松方冬子氏による詳細な研究がある。松方氏によると、オランダ人に情報提供を義務付けた「条約」は、1659年に定例化した後、1661年、1666年、1673年の三回拡充され、そのうち1666年令は書面による提出を命じる文言を含んでいた(松方2007,96)という。

- 19 橋本武久氏は、長崎支店の仕訳帳から進物費の計上を抽出・分析し、「進物費に、日蘭 貿易を円滑に行うという間接的な効果があったことがある程度推定されるものの、直接的 には収益の獲得に貢献しないものであり、本方貿易よりもむしろ脇荷貿易を円滑にするた めにのみあったのではないかという仮説」(橋本2020, 23)を立てておられている。
- 20 山脇悌二郎氏は、内通詞は、内仲間であった通詞という意味なのか、内口銭(うちこうせん)を貰っていた通詞という意味なのか。明らかでない。また、内通詞は「下通詞」と呼ばれ。家格の高い「上通詞」の支配下に置かれた(山脇1980,49-50)と述べておられる。
- 21 『新長崎市史』ではコンプラ仲間のことを仲買人としている。「仲買人(コンプラドール) なども、オランダ商館員の生活を語る上で、重要な役目である。仲買人は出島の対岸の江 戸町に詰所を構え、オランダ商館員の求めに応じ、長崎市中から食料や水、生活用具など を準備した。彼らのことをポルトガル語で仲買人を意味するコンプラドールと呼んだ・・・」 (長崎市史編さん委員会2012,506)。
- 22 三井家は維新期も情報によって生き残った。三好徹氏は、「三井組だけを残した政府」 と題して次のような話を書かれている。維新期に三井、小野、島田の各組が公金を預って いた。三井の番頭の三野村利左衛門は井上繋から「お前のところは小野組といっしょに公 金をあずかっているが、小野組は危ないぞ」という話を聞き、全力を挙げて情報を集め助 かった(三好1996,55-56)。三井といえば三野村利左衛門の偉大さは語り草になっている と思うし、この件に関しては三井組だけを残すという政府の意図はあったと思う。しかし 三井の情報収集力がいかに優れていたかを表していると考えられる。個人的な話になるが 思い出すのは、筆者が、1980年の大学院1年時の「会計学原理」という講義のことである。 担当されていたのは、紺野俊雄先生という戦前から戦後にかけて活躍された会計学者であ る。当時、イラン革命により、イラン・ジャパン石油化学(Iran-Japan petrochemical)に投 資をしていた三井物産が大きな損失を出すということが話題になっていた。間違っていた ら故人に失礼かと思うが、紺野先生は、「戦前の三井ならもっと情報にお金を懸けていた。 こんなバカな投資はしなかったであろう!」と話された。実際、三井が戦前のようにもっ と情報にお金を懸けていたらどうなったら結果は変わっていたかどうか分からない。しか し、三井は情報を重視していたからこそ豪商になれたし、激動の明治維新期を生き抜き大 勝ちできたのであろう。この老教授の言葉は、三井がどれだけ情報収集に重きを置いてい たかを分からせる言葉である。
- 23 片桐氏は、遊女の揚げ代の請求書として、次のようなものを挙げている。 糸萩 十一日分揚代八拾弐匁五分が一日当り七匁五分で「店」として扱い。 きん事糸萩 九日分の揚代百三拾五匁が一日当り拾五匁で「大夫」として扱い。 (片桐2018,38)

「糸萩」は遊女のことらしいが、その糸萩の揚代を11日分は「店」として扱い、一日当り七匁五分で八拾弐匁五分、9日分は「大夫」として扱い、一日当り拾五匁、揚代百三拾五匁というのはどういうことであろうか。会計学を専攻した者として興味深い。

- 24 この逸話は小倉氏の意図に反して、西洋式簿記の我国への影響の可能性を示していると思われる。しかしながら、小倉氏がこの話を挙げた事は、後の研究の参考になることであり、 貴重な話を残していただけたと考える。
- 25 前稿(田中孝2021)において、鍋島公が輸入した簿記書については読まれていなかった

という結論で、その影響については、西川孝治郎氏、小島男佐夫氏、茂木虎雄氏等によって否定されていた。ただ西川孝治郎氏は、徳川幕府や大名の注文によって蘭船が持ってきた簿記書が現存するのに、我国帳合にオランダの影響がなかったと考えるのはいかにも不合理であるが、その影響は明瞭でもないとして、次のような事も書き残されているのを発見したので付け加えておく。日本大学教授佐藤良雄氏の所蔵に「風説雑事」と題する異国に関する聞書きを書いた写本があり、「越前大野の出店番頭は蘭学者にて、諸帳合は蘭算を用ゆると云」。大野藩は蘭学が盛んだったから、藩の経営する函館の店に蘭学の心得のある者がいたのは事実であろう。安政三年八月大野藩から大坂の緒方塾へ入った山崎譲と西川貫蔵の両人は、江戸で蘭算を学んだといわれている。それらの者が函館の店の帳合に、それを用いたということも考えられる。しかし洋式簿記といい得るものではなかろう。アラビア数字さえ使ってなかったのではないかと思う。当時の帳簿は一部を見たにすぎないが、明治以後簿記が実際に導入された時期の状況から、類推してそのように思うのである(西川孝1974、17-18)と西川氏は述べられている。しかしながら、これらは江戸後期の話である。それが江戸時代前期、しかも民間レベル、商人達の間では分からないのではなかろうか。

- 26 いくら西洋の言葉も解せずアラビア数字も読めなくても、説明を受けさえすれば、商人 同士であるのでその帳簿の働きというものは理解したのではなかろうか。よく「会計はビ ジネスの言語である」といわれる。言語であれば、例えば文の構成要素として主部や術部、 品詞としての名詞、動詞など比較できるし翻訳もできる。だから江戸時代の商人も西洋式 の帳簿を見て、模倣できるところは模倣し、応用できるところは応用したのではなかろう か。なお、「着想」とか、「アイディア」についての観点は、西川孝治郎氏も次のようなこ とを記述されていた。出雲帳合や中井家帳合法のような特殊な帳合組織が成立したのには、 何か特別の原因がなければならない。本間家帳合については、三代目の久四郎が播州姫路 馬場某の下で経理の術を修業したことがわかっており、近江の大商人藤崎家の帳合は某勘 定奉行が立案したと伝えられている。外国の影響があったとすれば、このような個人が媒 体になっているはずだと思う。そしてそれが伝えたものは、アラビア数字や取引の二重記 入一これらは日本に受け入れがむずかしい一等ではなくて、財産法と損益法による損益計 算法の如き基本的なアイディアだったと思う。それは優れた商人自身の経験と感覚に基 づく着想にも一致し、共感をよんだに相違ない(下線引用者、西川孝1974,31)。さすが、 西川孝治郎氏である。ただ本文でも述べるが、「個人が媒体になっている」という点は筆 者と考えの相違がある。
- 27 O. テン・ハーヴェ (O. ten Have) 教授は、次のように説明されている。「ステヴィンが 帳簿や勘定の締切りと貸借対照表の調整との結びつきを取り除いたおかげで、商人が望む 時はいつでも状況表を作成できるようになった。ステヴィンは分離した用紙を使ってする 正味財産のこの計算を『staet [財産]』と呼んでいる。このステートは限られた総勘定元 帳のすべての項目から成り立っている。支払勘定は借方に、繰越商品、受取勘定それに現 金は貸方項目である。その貸方残高が純財産である。前回のステートと比較すると利益が 判る。次にステヴィンは『staet proef [財産の証明]』を作成する、それは借方残高のある 勘定からすべての経費一財産を減少させる項目一を集め、また『真の損益 (profit and loss

proper)』を含んでいて、財産を増加させる項目である幾つかの勘定の利益を貸方側に配列する。明らかにステート・プルーフの利益は2枚の「ステート」を対比して把握される利益と一致しなければならない」(O. ten Have, 1986. 65:三代川訳, 2001. 91)。なお、図表9については、三代川正秀氏が訳書の邦訳注記の中で引用されている(三代川訳, 181-182)。また、茂木虎雄氏は、「スティヒンは二つの計算方式を知っている、ここから二勘定系統説の萌芽があるが、さらに純財産学説(物的二勘定学説)の方向を知る。原始的学説のなかにくくられるよりもっと近代学説に近い理論状況にある」(茂木2001, 294)という評価をされている。

- 28 鴻池家の期末正味身代 (期末資産) の算出方法が、中国から招来された四柱決算法に起源があるのではないかということは何度も述べてきた。現存する最古の商業帳簿である伊勢富山家の「足利帳」も元和元年 (1615) から寛永十七年 (1640) までの正味身代 (純財産) の増減を、25年間に渡って記録したものである。それに対し長谷川家や、三井家の場合は 純利益の計算に重点が移っている。安藤英義氏は、「資本と利益の区別は企業会計の基本 的なテーマである、と長い間いわれてきた」(安藤1998, 1) と述べておられている。この ことからも西洋式簿記の影響が伺えるのではなかろうか。
- 29 江戸時代後期の商人で且つ文筆家の鈴木牧之が、文政七年 (1824) に自身の自伝であり、子孫のために書き残した教訓書でもある『夜職草』(鈴木著・宮校注1978, 305、325) には、次のような記述がある。「十五七歳前後折節六日街鴻池屋 (姉の嫁ぎ先=引用者) へ泊に行き、・・・やがて此の家の仕法記帳、出入勘定、或いは差曳店卸の様子まで大抵逐一に胸中に浮め、十七歳の時はじめて出入帳類、質請長、それより年毎に残らず此の家の格法をもって店卸帳まで巨細にいたし、・・・」(下線引用者、鈴木著・宮校注1978, 195) と、親戚の家で帳合法を学んだことが記述されている。
- 30 佐々木銀弥氏は、本稿の時代より少し古くなるが技術の伝播に関する論稿を著し、史料の有無について次のように述べておられる。中世の支配階級の関心を惹き、彼らの利害に深く関わる技術伝播についての文献史料は豊富に残されるのに対し、文化的・知的な技術部門や、支配階級の関心を惹くことの少ない庶民生活に関する部門等については、比較的残りにくい(佐々木銀1993,62)。商人の帳合法についての史料も、当然支配階級の関心を惹くことがないので残りにくかったのだろう。
- 31 会計学研究の最高峰である日本会計研究学会は、明治6年(1873)を我国における会計制度近代化の出発点と考え、100年を経過した昭和48年(1973)を「近代会計制度百周年」と定め、会計に関する年史の編纂、会計文献資料の収集整理、出版、記念講演会などの諸事業を企画した(日本会計研究学会1978,(1)-(2))。
- 32 情報を得たとしてもそれは外に漏れなかったと思われる。最近は「公益通報者保護法」 ができ内部告発が奨励されているような感も受けるが、近年までは密告とか告げ口といっ た類はあまり良いことではないという認識があったのではないか。例えば、江戸時代の初

め、寛永10年(1633年)に津島藩の家老・柳川調興が、日本側と李氏朝鮮側の間でやり取りされていた国書が、実は対馬藩によって偽造されていた(国書偽造)ことを幕府に訴え出た、いわゆる「柳川一件(やながわいっけん)」では、対馬藩主の宗義成は無罪、柳川は流罪とされた。幕府の方でも朝鮮との交易を継続したいという事情はあったにせよ、密告した方を処罰しているのは内部告発をよしとしない文化があったからではなかろうか。NHKの番組で、隠れキリシタンが見逃されていたというような放送があった。そういうようなことはあったのではないかと思う。もっとも、シーボルト事件の時は、国を危機にさらすということでシーボルトの国外追放処分と、関係者の処罰がなされた。しかしこの場合も、通報者の間宮林蔵の性格によるのではないか。大分前に読んだので出典は思い出せないが、間宮はすごく嫉妬深い性格で、それまでにも二度、密告で上役が処罰されたことがあったというのを読んだ記憶がある。何時頃からか分からないが、少なくとも近世以後は、密告とか告げ口は、悪いことではないが良いことではないというような認識が日本人全般にはあったのではなかろうか。もっともそれは、個人の性格や、野心などによってケース・バイ・ケースであるとは思うが。

- 33 例えば三井家には、『聞書』という史料が残されている(刊行すると全7巻に及ぶようであるが、現在は第1巻のみ発行)。三井の三都の店舗において独自に収集・調査した、寛延年間から明治初年までの情報記録である。これは三井家の奉公人が作成したものであり、対象は、幕府と商業および仲間、訴訟と処罰、一揆と打毀し、火事と対策、気象と自然災害、外国勢力の接近、街談巷説・風説など多岐に渡っている(三井文庫2011, iii)。文化元年九月におけるレザノフ来航の「風説書」などのそのまま書き留められている(三井文庫2011, 250-253)。本文でも述べたように、西洋式簿記が帳合法に影響を与えたとしても文字としては残さないであろうし、また『聞書』の記事は江戸期の後期であるので影響後のことであると思われる。しかしながら、『聞書』は江戸期の商人の旺盛な情報欲求の一端を示すものといえるであろう。
- 34 現在までのところ伝播を示す文字史料は全く残されていないし、簿記書も翻訳本も無かった。「文字として残さない、残せない」とも書いた。しかしながら、絶対はないわけで、新しく史料が出てくる可能性は否定できない。それは国内かもしれないし、海の向こうかもしれない。前稿(田中孝2021,123)のべたように、「南蛮屏風」の下張り文書の研究が進んでいることでもあるし、ポルトガルや、スペインなどから出るかもしれない。その場合はまた、どういう経路で影響を与えたかということの解明が課題となってくるとは思う。一方、帳合法は我国江戸時代の商人の独自の発明である見方もゼロではないかもしれない。そう願う読者の方もみえるであろう。小倉榮一郎氏は、「商業が発達して企業規模が同程度になると、人智は同じ方法を案出するものである」(小倉榮1974,3)と述べておられる。近年、K.ポメランツ(Pomeranz)氏は、『大分岐:中国、ヨーロッパ、そして近代世界経済の形成』(K.ポメランツ著・川北監訳2015)という本の中で、16世紀から18世紀までのヨー

ロッパと中国、日本などの東アジアとの最も発展していた地域は、経済的に特別な差はなかった、類似性があったと述べている。したがって、我国オリジナルであるという考えは成り立つ。また、世界で初めて商品先物市場を開き、世界最高水準の数学である和算を持っていた江戸時代の日本人であるから当然発明できるはずであるという考えにも到る。まあ、後世の歴史家に託すしかないだろうが。

- 35 ただ、著者ならび編者の根岸教授は高等商業學校(現、一橋大学)を卒業し西洋式簿記の教育を受けているので若干割り引いて考えなければならないが、その多くが当時中国で行われていた簿記を著していると素直に受け止めていいのではなかろうか。
- 36 日露戦争後に我国も産業革命期を迎え、経理担当者の需要も増えた。地方にも中等商業学校というものがどんどん創立されていった時代である。中等商業学校で簿記教育が行われ、「複式簿記」という名称が、全国的に認知されてきた時期ではないかと考えられる。大都会の大会社や銀行だけのものであった複式簿記というものが、急に身近になった時期である(田中孝2019a, 31-32)。

引用文献

191-222.

朝尾直弘. 2002.「鎖国制の成立」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』 東京堂出版: 18-36. (初出『講座日本史』 4 東京大学出版、1970年)

朝倉治彦・海野一隆・菅野陽・中山茂・成瀬不二雄編. 1994.『司馬江漢の研究』八坂書房. 荒野泰典. 1992.「海禁と鎖国」『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会:

荒野泰典. 1993. 「通訳論一序説」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本 中V 自意識と相互理解』東京大学出版会: 243-263.

荒野泰典、1988、『近世日本と東アジア』東京大学出版会、

荒野泰典. 2009. 「近世中期における長崎貿易体制と抜荷(密貿易) -海禁論の一例証として一」『史苑』70(1):95-117.

安藤平、1988、「密貿易」『日本大百科全書』22 小学館: 371-372、

安藤英義. 1998. 「アメリカで揺らぐ資本概念(資本と利益の区別)」『会計』153(1):1-13.

家永三郎. 1987. 『日本の歴史』 3 ほるぷ出版.

伊勢市。2013. 『伊勢市史』第三巻 近世編。

伊勢市立郷土資料館. 2000. 『伊勢と錦絵』.

一条雄司. 1943.「杭州に於ける商業帳簿調査(其の1)」『滿鐵調査月報』23(3):103-136.

岩生成一, 1963,「鎖国」『岩波講座 日本歴史』10 近世〔2〕 岩波書店:57-100.

岩邊晃三. 1989. 「イタリア式簿記の日本への伝播について」『會計』135(6):15-29.

板沢武雄、1959、『日蘭文化交渉史の研究』吉川弘文館、

植村正治. 1977. 「播州近藤家の魚問屋運営の帳合法」『大阪大学経済学』 26(3・4): 288-301 エンゲルベルト・ケンペル著・今井正訳. 1989. 『日本誌』下巻 霞ヶ関出版.

岡部狷介, 1962、『史都平戸 年表と史談』松浦史料博物館、

大喜多甫文、2017、『伊勢商人と江戸店』光出版、

大森研造, 1922.「開城簿記の起源に就いて」『經濟論叢』14(1)(京都帝國大學經濟學會): 236-250.

小倉榮一郎、1962、『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房、

小倉榮一郎. 1974. 「わが国固有の会計法の発達と西洋式簿記法」『會計』105(3):1-16.

小倉榮一郎. 1979.「わが国固有の簿記会計法」『体系近代会計学』VI 会計史および会計学 史 中央経済社: 259-283.

小倉榮一郎. 1991. 『近江商人の経営管理』中央経済社.

小倉金之助. 1971. 『數學史研究』第一輯 岩波書店.

大島明秀. 2013. 「志筑忠雄『阿羅祭亜来歴』の訳出とその書誌」『雅俗』12:33-47.

大島明秀. 2014. 「馬琴と『鎖国論』」『文彩』10:21-35.

片桐一男。1985。『阿蘭陀通詞の研究』吉川弘文館。

片桐一男. 1997. 『開かれた鎖国 ―長崎出島の人・物・情報』講談社.

片桐一男. 1998a. 『阿蘭陀宿海老屋の研究 I 研究篇』思文閣出版.

片桐一男. 1998b. 『京のオランダ人 阿蘭陀宿海老屋の実態』吉川弘文館.

片桐一男。2000。『江戸のオランダ人 一カピタンの江戸参府一』中央公論新社、

片桐一男. 2008. 『それでも江戸は鎖国だったのか 阿蘭陀宿 日本橋長崎屋』吉川弘文館.

片桐一男。2016。『江戸時代の通訳官 阿蘭陀通詞の語学と実務』吉川弘文館。

片桐一男, 2018. 『出島遊女と阿蘭陀通詞 一日蘭交流と陰の立役者一』勉誠出版,

加藤榮一. 1994. 「出島論」『岩波講座 日本通史』第12巻 近世2 岩波書店: 329-345.

加藤榮一. 1998. 「オランダ商館を取り巻く情勢 -1640・1641年の時代背景一」 平戸市史編さん委員会篇『平戸市史』海外史料編Ⅲ: 395-400.

紙屋敦之. 2002.「視座の転換」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』東京堂出版: 16-17.

河原一夫. 1990. 『江戸時代の帳合法』ぎょうせい.

北島正元. 1962. 『江戸商業と伊勢店 --木綿問屋長谷川家の経営を中心として一』吉川弘 文館.

木村直也. 2002.「総説・海禁と鎖国」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』 東京党出版: 1-14.

K. ポメランツ著・川北稔監訳. 2015. 『大分岐:中国、ヨーロッパ、そして近代世界経済の形成』 名古屋大学出版会。

幸田成友. 1974. 「フランソワ・カロンの生涯」フランソワ・カロン著・幸田成友訳. 1974. 『日本大王国志』平凡社:1-63.

古賀十二郎. 1973. 長崎学会編『長崎洋学史』上巻 長崎文献社.

小島男佐夫, 1973, 『簿記史』 森山書店,

後藤隆之。1992。『伊勢商人の世界』三重県良書出版会。

佐々木銀弥. 1993. 「技術の伝播と日本」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史VI 自意識と相互理解』東京大学出版会:33-65.

作道洋太郎、1966、「鴻池両替店の帳合法」 『社会経済史学』 32:26-53、

作道洋太郎. 1985. 「鴻池両替商資本と九州諸藩 一大名貸と領国経済一」『九州と生産・流通』 国書刊行会: 219-244.

佐藤信・五味文彦・高埜利彦・鳥海靖、2013. 『改訂版 詳説 日本史研究』山川出版社.

三光寺由実子. 2014.「15世紀末東寺百合文書における光明講方算用状の分析」『財務会計研究』 8:27-57.

司馬遼太郎. 1999. 『対談集 日本人への遺言』朝日新聞社.

柴田陽弘. 2004. 「ケンペルの鎖国観」『藝文研究』86(慶應義塾大学藝文学会): 271-289.

杉田玄白著·緒方富雄校注. 1980. 『蘭學事始』岩波書店.

杉本つとむ、1990、『長崎通詞のものがたり 一ことばと文化の翻訳者』創拓社、

鈴木牧之著・宮栄二校注。1978. 『秋川紀行・夜職草』平凡社。

須藤生. 1917. 「高麗之誇=世界最高開城簿記」『學友會報』108 (神戸高等商業學校學友會): 4-6.

高橋邦太郎. 1982. 『日仏の交流 一友好三百八十年』三修社.

田中克佳. 1968. 「『阿蘭陀通詞』の語学学習について(上): 洋学教育史研究のために」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要: 社会学心理学教育学』8:65-74.

田中孝治. 2014. 『江戸時代帳合法成立史の研究』森山書店.

田中孝治. 2017. 「東亜同文書院と清代末の中国固有の簿記」『産業経理』77(2):134-165.

田中孝治. 2019a. 「前近代における東アジア諸国の固有簿記について」『経営総合科学』110(愛知大学経営総合研究所): 1-38.

田中孝治. 2019b. 「室町時代の禅宗寺院会計について - 東班衆と百丈清規を手掛かりとして-」『産業経理』79(2):129-152,

田中孝治. 2021.「我国帳合法と西洋式複式簿記との接触について」『経営総合科学』115 (愛知大学経営総合研究所):61-136.

田中健夫. 2002.「鎖国について」紙屋敦之・木村直也編『展望日本歴史14 海禁と鎖国』 東京堂出版: 37-40. (初出『歴史と地理』255、1976年)

田中藤一郎. 1961. 『複式簿記発展史論』評論社.

田中深雪, 2015.「長崎における阿蘭陀通詞に関する考察 一地役人としての立ち位置とそ

の評価をめぐって|『通訳翻訳研究』15:55-74.

田中深雪. 2018.「近世のオランダ通詞の「規範」と「倫理観」について:通訳・翻訳研究の 視点からの考察」『青山学院大学文学部紀要』(60):49-61.

田村流水, 1918.「高麗時代に複式簿記あり」『東京經濟雜誌』76(1911):17-20.

鶴田啓. 1992. 「近世日本の四つの口」『アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会: 297-316.

土井忠生・森田武・長南実. 1980. 『邦訳 日葡辞書』岩波書店.

戸田義郎、1942、「南支系中國簿記の研究」『支那研究』61:31-72、

友岡賛、1998、『株式会社とは何か』講談社、

友岡賛、2005、『歴史にふれる会計学』有斐閣、

長崎縣史編纂委員會, 1965. 『長崎縣史』史料編 第四 吉川弘文館,

長崎県教育委員会. 2000. 『長崎とオランダ 一近代日本への歩み一』長崎県文化団体協議会.

長崎市史編さん委員会. 2012. 『新長崎市史』第二巻近世編 長崎市.

永積洋子. 1983.「カピタン」国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三巻: 504.

永積洋子. 1991. 「十七世紀後半の情報と通詞」 『史学』 60(4):1-23.

永積洋子. 1994.「会社の貿易から個人の貿易へ 一十八世紀日蘭貿易の変貌ー」『社会経済 史学』60(3):1-28.

永山時英編. 1918. 『對外史料美術大觀 第1輯』尾西久米藏 藤木博英社.

西川孝治郎. 1972.「日本の会計史 平戸と出島から」『企業会計』24(7):129-133.

西川孝治郎、1974、『日本簿記史談』同文舘、

西川登. 1993. 『三井家勘定管見』白桃書房.

西川登. 1995. 「会計組織と簿記技法」安岡重明・天野雅敏編『日本経営史1 近世的経営 の展開』岩波書店: 197-232.

西嶋定生. 2000. 季成市編『古代東アジア世界と日本』岩波書店.

西谷正, 1991,「開城」『世界大百科事典』 4 平凡社,

日本会計研究学会近代会計制度百周年記念事業編集委員会. 1978. 『近代会計百年 -その 歩みと文献目録』日本会計研究学会.

根岸信. 1906. 『清國商業綜覽』第一卷 丸善株式會社.

橋本武久. 2020.「オランダ東インド会社長崎支店をめぐる会計史的課題 一私貿易と進物費(江戸参府費)一」『會計』198(3)15-29.

原田博二. 2003.「阿蘭陀通詞の職階とその変遷について」『情報メディア研究』2(1):45-55

林韑編. 1913. 『通航一覽』第四 國書刊行會.

葉山萬次郎、1961、『平戸の対外貿易時代の話』松浦史料博物館、

平井泰太郎, 1936, 「出雲帳合の性質」 『国民経済雑誌』 61 (3):1-28.

フランソワ・カロン著・幸田成友訳. 1974. 『日本大王国志』平凡社.

松井洋子、2017、『ケンペルとシーボルト 「鎖国」日本を語った異国人たち』山川出版社、

松方冬子、2007、『オランダ風説書と近世日本』東京大学出版会、

松方冬子. 2018. 『オランダ風説書 一「鎖国」日本に語られた「世界」一』中央公論新社.

三重県. 1998. 『三重県史』資料編 近世4(上) ぎょうせい.

三井文庫、1980、『三井事業史』本篇第一卷 三井文庫、

三井文庫, 2011, 三井文庫史料叢書『大阪両替店「聞書」1』吉川弘文館,

宮崎市定. 2000. 『中国史』下 岩波書店.

宮本又次. 1958. 『鴻池善右衛門』吉川弘文館.

三代川正秀。2006、『辺境会計への史的展開』税務経理協会。

三代川正秀. 2021.「道具に制約された会計学的思考」出口正之・藤井秀樹編『会計学と人類学のトランスフォーマティブ研究』清水弘文堂書房:176-196.

三好徹. 1996. 『近代日本史・陰の主役たち』NHK 出版.

武藤長藏. 1921.「明治以前長崎ニ傳ハリシ蘭文伊太利式(商業)簿記書ニ就テ」『經濟學商業學國民經濟誌』30(1):92-103.

村上直次郎譯. 1980. 『長崎オランダ商館の日記』第一輯 岩波書店.

茂木虎雄. 1976.「和式帳合と洋式簿記 —複式簿記法展開の世界史的体系化の問題」『社会 経済史学』29(4):1-41.

茂木虎雄、2001、「シモン・スティヒンの簿記思考 -17世紀初頭のオランダ簿記事情研究の一齣-」『大東文化大学経営論集』1(1):285-299.

山口啓二. 2009. 「日本の鎖国」山口啓二著作論集第三巻『幕藩制社会の構造』校倉書房: 154-194.

山下勝治. 1936. 「出雲帳合法に於ける兩面勘定」『彦根高等商業学校調査課調査研究』50輯: 89-136.

山本博文. 1996. 『鎖国と海禁の時代』校倉書房.

山脇悌二郎. 1960. 『近世日中貿易史の研究』吉川弘文館.

山脇悌二郎、1980、『長崎のオランダ商館』中央公論社、

山脇悌二郎. 1992. 「江戸時代、醤油の海外輸出」『野田市史研究』第三号: 63-92.

行武和博. 1992.「出島オランダ商館の会計帳簿:その帳簿分析と日蘭貿易の実態把握」『社会経済史学』57(6):59-97.

行武和博. 2008. 「オランダ東インド会社の会計帳簿 --17世紀日本商館の『(支店)帳簿』と バタヴィア商館の『(本店)総帳簿』」『会計史学会年報』(26): 21-40.

吉川幸次郎・佐竹昭広・日野龍夫。1987。『日本思想大系40 本居宣長』岩波書店。

ロナルド・トビ著・速水融・永積洋子・川勝平太訳, 1991. 『近世日本の国家形成と外交』創文社, 和歌森太郎, 1980. 『和歌森太郎著作集』第1巻 弘文堂,

渡邉直樹、2015、「ケンペルの『・・・・・・国を鎖している日本』論 一志筑忠雄訳『鎖国論』 と啓蒙主義ヨーロッパ」『宇都宮大学国際学部研究論集』39:23-36.

- A.C. Littleton. 1933. ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900. NEW YORK: RUSSELL & RUSSELL (片野一郎訳、1989. 『リトルトン会計発達史(増補版)』同文舘出版).
- O. ten Have. 1986. The history of accountancy, Bay Books Palo Alto, California. (三代川正秀訳. 2001. O. テン・ハーヴェ著、『新訳 会計史』税務経理協会).

(追記:前稿(田中孝2021)と本稿は、近世の西洋式簿記の我国への伝播に関する事柄を扱っ た。本当のところは、もっと先、研究生活を終える前ぐらいに取り組むつもりだった。ど うしてこのテーマにしたか。実は、その前に書いたのは中世を扱ったのであった。完成に 近づいた時に、突然のコロナ禍。図書館という図書館が閉館。これは大変困った。幸い、 程なくして公共図書館が機能してくれたので、他の公共図書館からの相互貸借をお願いし て何とか完成にこじつけた。次も中世をやろうか、または古代に戻ろうかと漠然と考えて いたのであるが、大学図書館は外部者シャットアウト、移動も難しい。地方の在住者とし ては資料の収集が本当に困難。このような状況の下に於いて一番取り組みやすいのは、手 持ちの資料が多い近世である。江戸時代の帳合法に関係した資料は、会計の歴史を研究し 始めて以来収集したくさん持っているからである。それで急遽、「西洋式複式簿記が伝播 したか否か」の問題について思い切って挑戦してみた。昔、恩師の河合秀敏先生からも、「西 洋式簿記と日本の簿記は、きっと関係があるからやってみてはどうですか」というご助言 を頂いたことがあった。しかし、その時は、(前稿でも述べたように)「通説では伝播しなかっ たことになっておりまして・・・」と固辞させて頂いた。それは、会計史研究の大家の方々 が口を揃えて「NO!」と言われているのに、筆者のような者がどうこう言えたものでは ないと思ったからである。まあ、その頃に比べたら少しはマシな研究者になったのではと 思い取り組んでみた。少しでも河合先生のご期待に応えられていれば幸いだと思う。

本稿の結論は、「影響があった」となり、先達の偉大な業績と異なる解釈になった。その先達は、レジェンドと呼ぶにふさわしい方々であり、筆者が、会計の歴史を志して以来、興奮し夢中になって読んだ先行研究ばかりである。「異なる解釈」といっても、完全否定しているわけでもないし、意味のない研究であるなどとは毛頭考えていない。「歴史に学ぶ」というのは、先人の成し遂げた偉業を踏まえた上で事をなすということだと思う。筆者の拙い研究も、先人の大きな仕事の上に成り立ったもので、学恩に感謝せずにはいられない。今後の会計史研究に少しでも役立ってくれればと思う。

なお、本稿の執筆原稿につきましては、投稿前に安藤英義先生が丹念にお読み下さり、 貴重なご意見を頂きました。感謝申し上げます。)